

# 小山市多文化共生社会推進計画

---

～～異なる文化を分かち合い 共に生きるまち 小山～～

令和2(2020)年3月

小 山 市



# はじめに

平成 31（2019）年 4 月から、改正出入国管理法及び難民認定法が施行され、新たな在留資格として「特定技能」が創設されました。この法改正により、支援機関や規定等の整備、受入・共生のための取組みが推進され、今後、外国人就労者が流入し、在留外国人がさらに増加すると考えられることから、国際化への対応は新たな局面を迎えています。



本市においては、全国的な状況と同様に、在留外国人の数は急速に増加しており、令和元(2019)年 10 月には 67 国籍 7,155 人と、本市の総人口の 4.3%を占めるまでになっています。在留資格別にみると最も多いのが永住者の 2,030 人で全体の 28.4%を占め、定住者 1,181 人（16.5%）、技能実習生 995 人（13.9%）と続いています。また、年齢別にみると 20 歳代、30 歳代の若年労働者層が 50.0%を占めています。

このような状況を踏まえ、本市では、東日本初となる小山市外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」を平成 20（2008）年に開設し、日本語が分からない外国人の子ども達に、一定期間、集中的に日本語指導等の初期指導を行うことや、平成 4（1992）年から設置した「外国人相談室」を「小山市多文化共生総合支援センター」とし、相談体制を拡充してきました。

また、「市長を囲んでの外国人との懇談会」や「市民便利帳（英語版）」の作成、「やさしい日本語」の普及、小山市国際交流協会をはじめとする民間団体による「日本語教室」、「多文化理解教室・講座」の開催、「インターナショナルフェスティバル」などの交流イベントを開催するなど、様々な事業を展開しています。

しかし、外国人との生活習慣の違い等に起因するトラブルも発生しており、今後、特定技能による外国人住民が増加することが予想されることから、早急に対応していかなければならない状況にあります。

このようなことから、本市では外国人住民、日本人住民が同じ市民として、文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら、多文化共生の社会づくりを計画的、総合的に展開するため、新たな制度のもとでは県内初となる「小山市多文化共生社会推進計画」を策定いたしました。

本計画は、「異なる文化を分かち合い 共に生きるまち 小山」を基本理念とし、3つの基本目標を目指して、様々な施策と事業を展開し、多文化共生社会小山を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力を頂いた皆さまに、心から感謝申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2（2020）年 3 月

**小山市長 大久保 寿夫**



# 目 次

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	3
2	計画策定の趣旨	4
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	6

## 第2章 多文化共生社会の現状と課題

1	外国人住民の現状	9
2	これまでの取り組み	14
3	今後の課題	18

## 第3章 基本理念と目標

1	基本理念	21
2	基本目標	21
3	施策の体系	23

## 第4章 施策の展開

### 第1節 共に生きる「ひと」を創る 27

1	多文化共生社会の基盤整備	27
2	多文化教育の充実	29
3	多文化共生社会推進の人材の育成	32

### 第2節 共に働く「しごと」を創る 34

1	特定技能等を含む外国人雇用の推進	34
2	外国人の就労環境の確保	36

### 第3節 共に暮らす「まち」を創る 38

1	多文化共生社会の公共施設整備	38
2	安全・安心なまちづくり	40
3	市民生活サービスの確保	43
4	外国人と共につくる地域社会	45

## 第5章 計画の推進

1	それぞれの役割 .....	49
2	推進体制の整備 .....	50

## 第6章 重点事業実施計画

1	重点事業・共に生きる「ひと」を創る .....	53
2	重点事業・共に働く「しごと」を創る .....	55
3	重点事業・共に暮らす「まち」を創る .....	56

## 資料編

1	小山市多文化共生社会推進協議会会則 .....	63
2	小山市多文化共生社会推進協議会委員名簿 .....	64
3	小山市多文化共生社会推進庁内プロジェクト設置要綱 .....	65
4	計画策定の経過 .....	67

# 第1章 計画の概要

---



## 1 計画策定の背景

---

法務省のまとめによると、令和元（2019）年6月末現在の在留外国人数は282万9,416人（在留外国人統計）になっています。平成元（1989）年に「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）が改正され、「定住者」を中心に在留外国人が急増しました。その後、平成20（2008）年に起こった世界的経済危機による景気後退や東日本大震災の影響もあり、増加傾向は沈静化しましたが、近年、アジア地域からの技能実習生、留学生などの増加により、再び急速に増加しています。

そして、平成30（2018）年12月には、国内の人手不足を背景に入管法が改正され、新たな在留資格として「特定技能」が創設されました。この法改正により、今後、外国人就労者が流入し、在留外国人の増加はさらに加速すると考えられ、国際化への対応の新たな局面を迎えています。

一方、小山市（以下「本市」という。）においては全国的な状況と同様に、在留外国人の数は急速に増加しており、令和元（2019）年には7,155人と、本市の総人口の4.3%を占めるまでになっています。在留資格別にみると最も多いのが永住者の2,030人で全体の28.4%を占め、定住者1,181人（16.5%）、技能実習生995人（13.9%）と続いています。また、年齢別にみると20歳代、30歳代の若年労働者層が50.0%を占めています。

このような状況を踏まえ、本市では、東日本初となる小山市外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」を平成20（2008）年に開設し、日本語が分からない外国人の子ども達に、一定期間、集中的に日本語指導等の初期指導を行うことや、平成4（1992）年から設置した「外国人相談室」を「小山市多文化共生総合支援センター」とし、相談体制を拡充してきました。また、「市長を囲んでの外国人との懇談会」や「市民便利帳（英語版）」の作成、「やさしい日本語」の普及など、様々な事業を展開してきました。また、小山市国際交流協会をはじめ、民間団体による「日本語教室」、「多文化理解教室・講座」の開催、「インターナショナルフェスティバル」などの交流イベントを開催するなど、様々な事業を展開しています。しかし、外国人と日本人の間のトラブルも、様々な場面で増加しており、また今後、特定技能による外国人就労者が流入し、外国人住民が急速に増加することが予想されることから、早急に対応していかなければならない状況にあります。

このような背景のもとに本市では、外国人住民、日本人住民が同じ市民として、文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら、多文化共生の社会づくりを計画的、総合的に展開するため、「小山市多文化共生社会推進計画」を策定することとなりました。

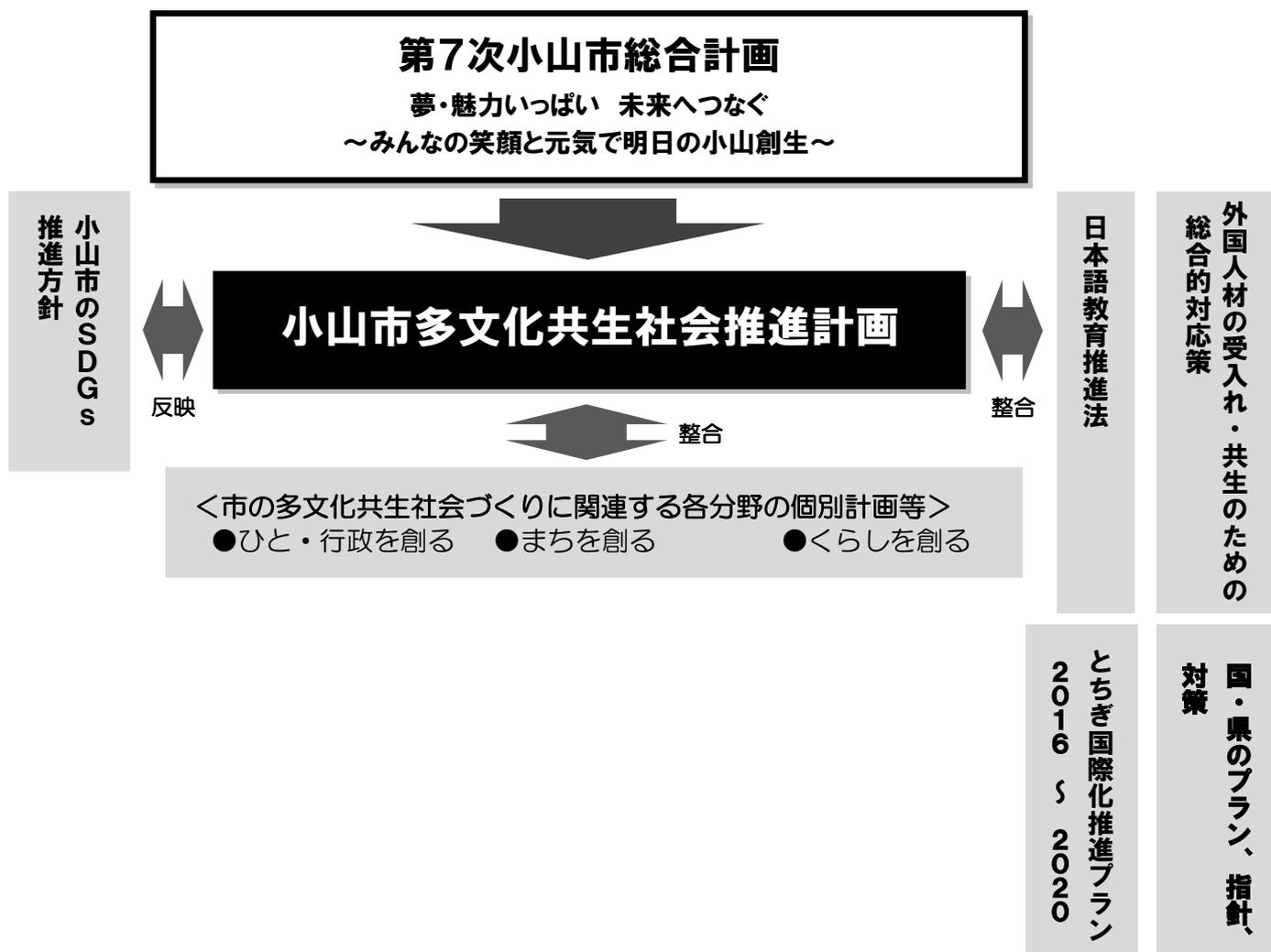
## 2 計画策定の趣旨

本計画は以上の背景を踏まえ、市民、市民団体、企業、そして行政が協働して、今後の多文化共生社会づくりを推進するための指針を定めるものです。

今後の多文化共生社会づくりの課題を整理し、推進の基本的な考え方となる基本理念、基本目標を掲げ、そのもとに展開する施策・事業を定めます。さらに計画を推進するため、市民、市民団体、企業、そして行政が担う役割などについて定めます。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、今後の多文化共生社会づくりを推進するための指針を定める計画です。「第7次小山市総合計画」を上位計画とする国際化に対応したまちづくりの分野別計画であり、本市SDGs（持続可能な開発目標）に係る小山市ガイドラインにより、国際目標のSDGsの要素を反映しつつ策定します。また、国、県の策定する多文化共生推進プラン、指針、対応策、市の関連する各分野の個別計画等との整合性を図りながら、策定するものです。



## 4 計画の期間

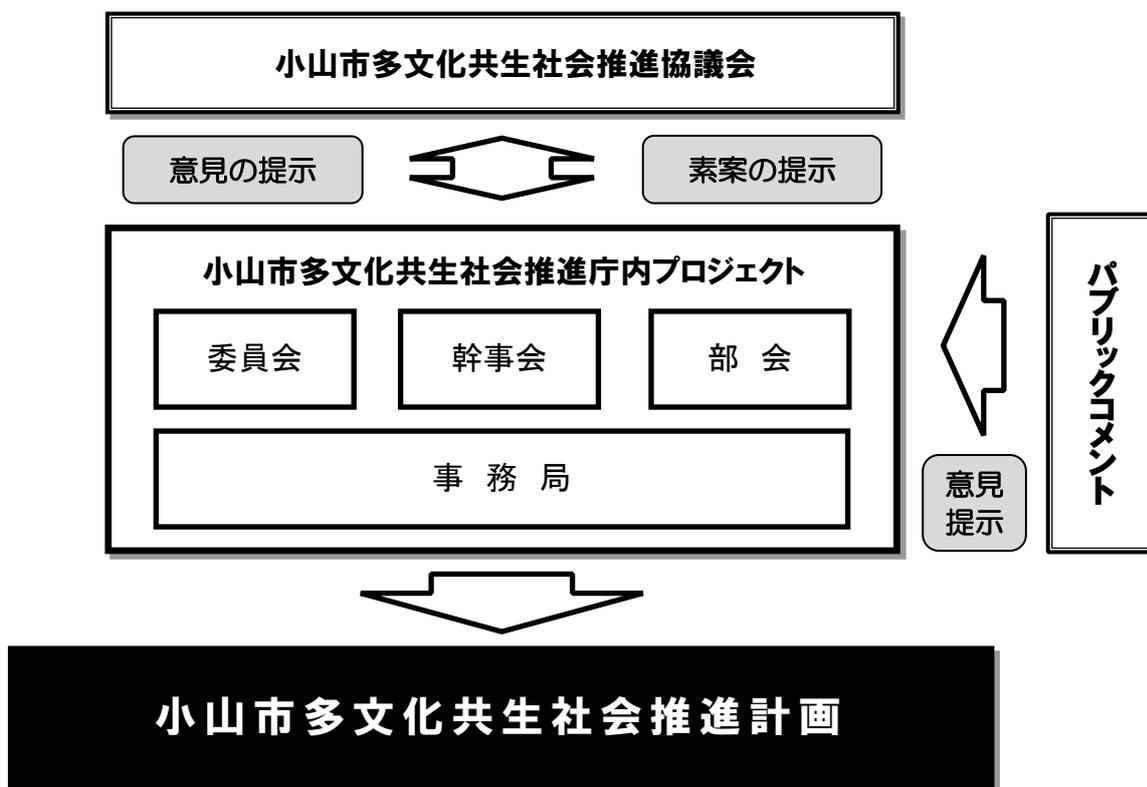
本計画の期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。また、社会・経済情勢の変化や、本市を取り巻く情勢の変化、ニーズの変化等、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適時、計画の見直しを行うこととします。

平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
第 7 次小山市総合計画				第 8 次小山市総合計画					第 9 次		
			見直し				見直し				
			小山市多文化共生社会推進計画				次期計画				
						見直し					

## 5 計画の策定体制

本計画の策定に際して、市民の意見が広く反映されるように、本市の多文化共生社会推進に係る団体、組織の代表、民間経済団体・組織の代表、行政担当責任者で構成する「小山市多文化共生社会推進協議会」を組織しました。また、具体的に計画を検討・協議するために、庁内に「小山市多文化共生社会推進庁内プロジェクト」を組織しました。

さらに、広く一般市民から意見を聴取して計画へ反映させるために、パブリックコメントを実施しました。



注：協議会他については、資料編（P.63～）を参考のこと

## 第2章 多文化共生社会の現状と課題

---



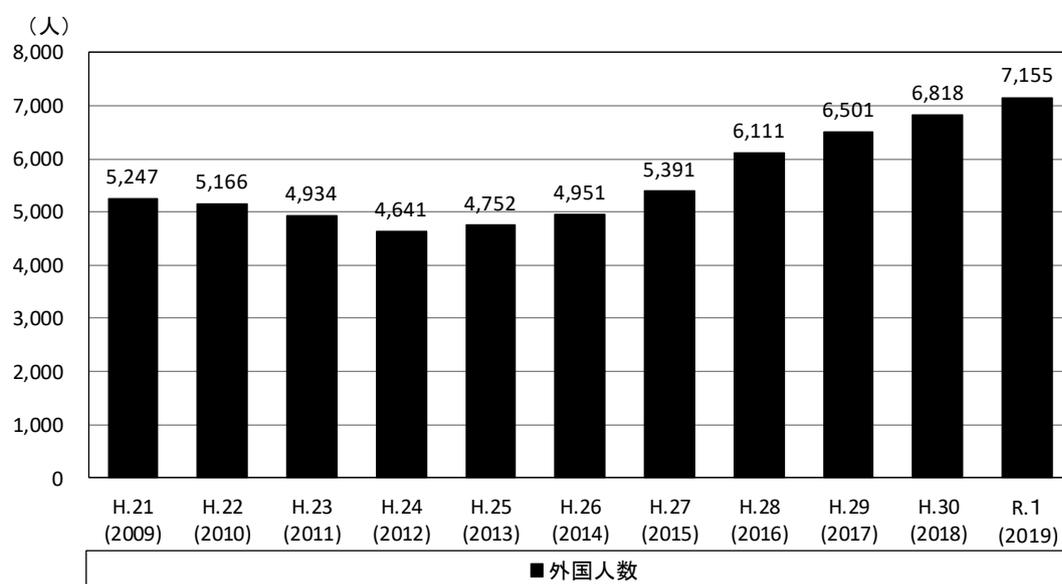
## 1 外国人住民の現状

### (1) 外国人数の推移

本市の外国人数は、令和元（2019）年10月1日現在、7,155人（住民基本台帳）になっています。本市の総人口167,609人の4.3%を占めるようになっています。

平成21（2009）年からの推移をみると、平成24（2012）年4,641人まで減少しましたが、その後増加に転じ、平成25（2013）年からの6年間で約2,400人と大幅に増加しています。近年、アジア諸国からの技能実習生の来日などが大きく影響しています。

#### ■在留外国人数の推移

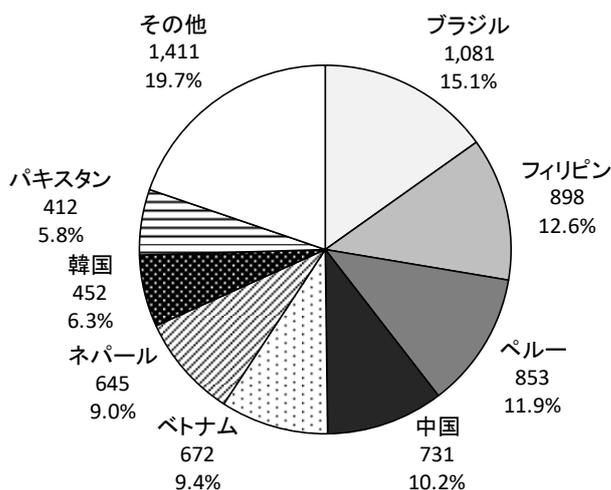


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2)国籍別外国人数

外国人数を国籍別にみると、最も多いのがブラジルの15.1%で、フィリピン12.6%、ペルー11.9%、中国10.2%、ベトナム9.4%、ネパール9.0%と続きます。東南アジア諸国が30%、中南米諸国が28%を占めています。

■国籍別外国人数（令和元（2019）年10月1日）



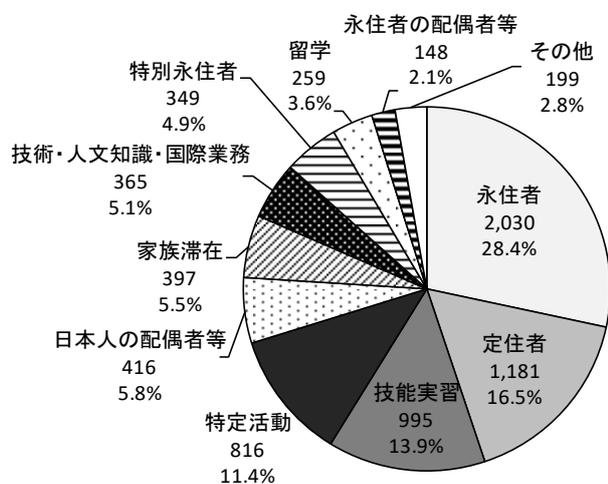
資料：小山市市民課調べ

## (3)在留資格別外国人数

在留資格別に外国人数をみると、最も多いのが永住者の28.4%で、定住者16.5%、技能実習13.9%、特定活動11.4%と続きます。

永住者、定住者、配偶者等で50%強を占め、定住化の傾向にあります。

■在留資格別外国人数（令和元（2019）年10月1日）



資料：小山市市民課調べ

## ■在留資格別外国人人数（令和元（2019）年10月1日）

在留資格	人数(人)	構成比(%)	在留資格の説明
永住者	2,030	28.4	法務大臣から永住の許可を受けた者
定住者	1,181	16.5	日系人等
技能実習	995	13.9	外国人技能実習制度による技能実習生
特定活動	816	11.4	法務大臣が個別に指定する活動
日本人の配偶者等	416	5.8	日本人の配偶者・子・特別養子
家族滞在	397	5.5	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子
技術・人文知識・国際業務	365	5.1	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
特別永住者	349	4.9	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者などの出入国管理に関する特例法」による永住者
留学	259	3.6	大学、高等専門学校、高等学校、若しくは特別支援学校の高等部、中学校、若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の商学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動
永住者の配偶者等	148	2.1	永住者等の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している子
その他	199	2.8	
合計	7,155	100.0	

資料：小山市市民課調べ

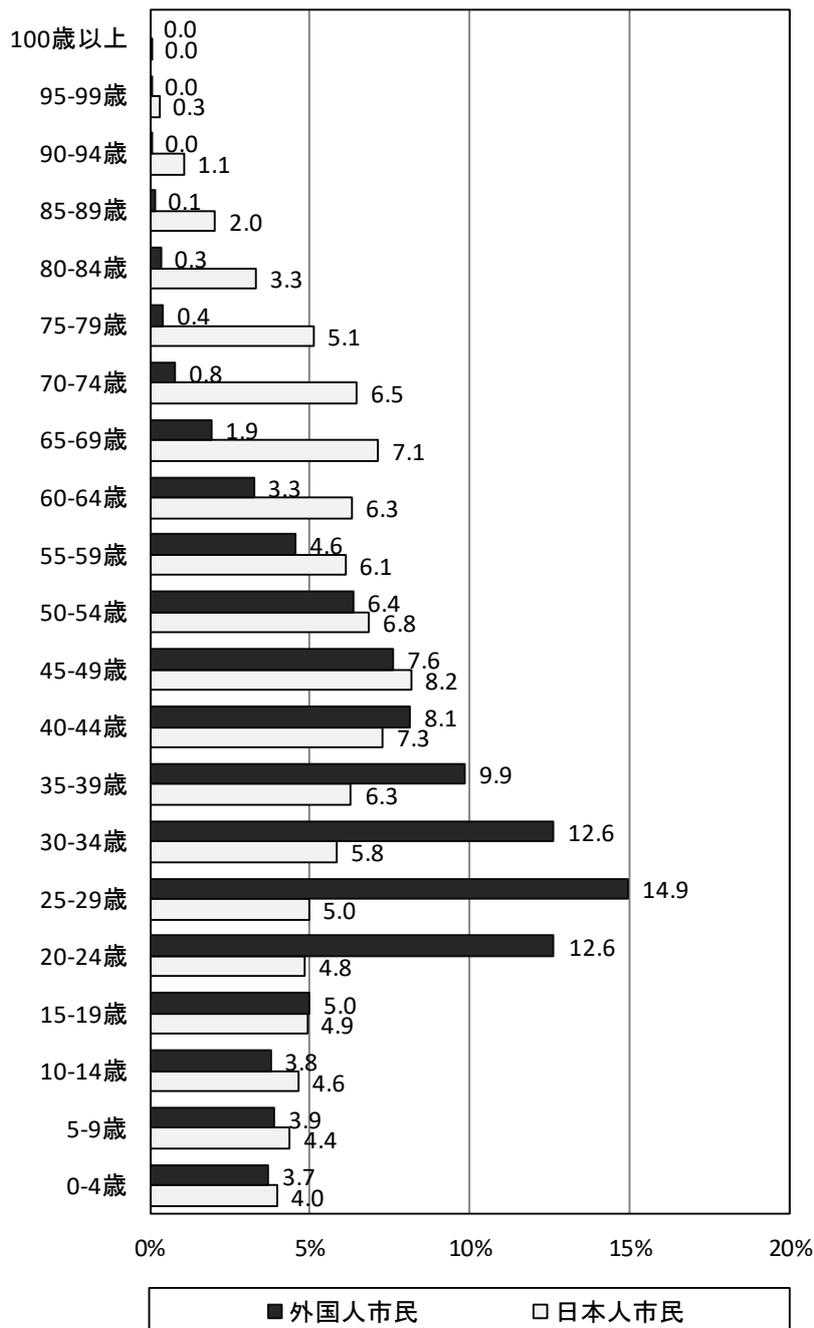
注：平成30（2018）年12月、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立、公布されたことにより、新たな在留資格の「特定技能」が創設されました。そして平成31（2019）年4月に同法が施行され、今後、「特定技能」の在留資格による外国人労働者の入国が増加するものと予想されます。

### (4)年齢別外国人数

外国人数を5歳階級の年齢別にみると、最も多いのが25～29歳の14.9%で、20～24歳12.6%、30～34歳12.6%と続きます。20歳代、30歳代の若年層で50.0%を占めています。

日本人の同年齢層は21.9%であり、日本人と比較し断然若い年齢層になっており、本市の同年齢層の市民に占める外国人市民の割合は9.2%になっています。

■ 5歳階級別の外国人数（令和元（2019）年10月1日）



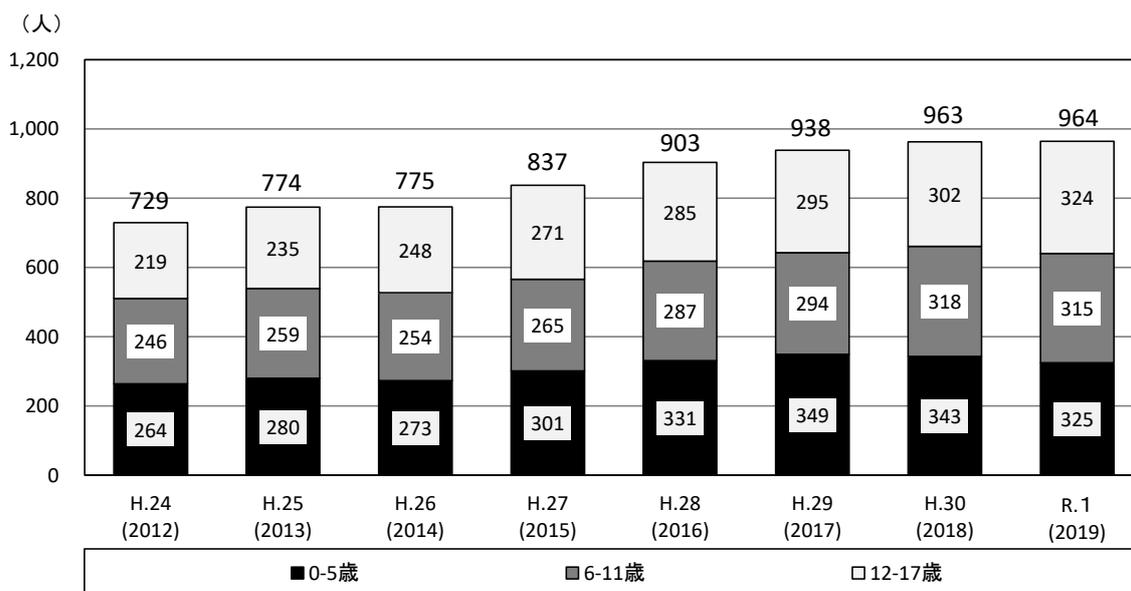
資料：小山市市民課調べ

### (5)外国人児童生徒数の推移

外国人の児童生徒数(0~17歳)についてみると、令和元(2019)年10月1日現在で964人になっています。本市の総児童生徒数は26,512人であり、外国人の占める割合は3.6%になっています。

全体と同様、児童生徒数も増加傾向にあり、平成24(2012)年からの7年間で235人と大幅に増加しています。外国人児童生徒の教育、福祉サービスの需要が年々増加しています。

#### ■外国人児童生徒数の推移



資料：小山市市民課調べ

## 2 これまでの取り組み

本市の産業活動、市民活動の国際化は急速に進展しており、普段の生活において、外国人を見かけることが当たり前になっています。そして、外国人との交流活動、外国人のための支援活動など、さまざまな活動が活発に行われるようになっていきます。主な活動として、次のような活動が行われています。

### (1)本市主催の主な活動

市担当課	活動・イベント名	活動概要
市民生活課	市長を囲んでの外国人との懇談会	本市在住の外国人と市長との懇談会。外国人の生活に関する諸問題や日頃、感じていることについての懇談
	多文化共生活動拠点整備	小山市国際交流協会を多文化共生活動の拠点として整備
	「市民便利帳」英語版作成	本市に住む外国人市民のために、英語版の生活便利帳を作成、配布
	外国人コミュニティ活用・養成	各言語毎の外国人コミュニティを活用し、小山市民としての生活マニュアルを普及
	市民団体育成・活動助成	多文化共生を推進する市民団体を育成、活動活性化を助成
	「やさしい日本語」普及	「やさしい日本語」の教材を整備、配付し、普及を促進
	職員向け「やさしい日本語」講座	市職員に対し、「やさしい日本語」についての研修活動を実施
小山市多文化共生総合支援センター	多文化共生総合支援拠点整備	外国人、日本人市民への多文化共生に係る生活相談・情報提供などをワンストップで行うセンターを整備
	外国人相談	ポルトガル語をメインに窓口での通訳、ビザ、就労、生活、進学等の相談、お手伝い。
小山市市民活動センター	まちなか交流センター「おやま〜る」活動	市民活動とボランティアの活動支援、情報提供、交流支援。国際交流リーダーの育成
	国際交流カフェ	国際交流員（CIR）と市民の交流活動
学校教育課	外国人児童生徒支援事業	外国人児童への日本語指導、生活指導。教材の提供
	中学校での進路指導	進路説明会、面談、家庭訪問等への通訳派遣

市担当課	活動・イベント名	活動概要
納税課	市民としての講習・研修活動	県税事務所、管内5市町と協力し、納税、国民健康保険制度の理解促進、また企業等への協力の働きかけ
	啓発・勧奨パンフレットの作成・配布	外国人向パンフレット3種「国民健康保険税は納期限内に納めましょう!」・「国民健康保険税の納付は口座振替が原則になりました」・「Web口座振替受付サービス案内」を作成し配布
市民税課	市民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料に係る賦課	所得の把握、各種制度における賦課、各種制度の説明
市民課	外国人の住民登録	住民登録（転入・転出・転居等）の受付、転入時各種案内資料多言語版の配布（自治会加入案内・ゴミの分別案内・防災ガイドブック・国民年金、国民健康保険制度案内・税納付案内等）
国保年金課	国民健康保険に係る相談	国民健康保険制度の理解促進、国民健康保険の手引き多言語版の作成・配布、国民健康保険加入案内多言語版の作成・配布、国民健康保険の加入に係る在留資格及び在留期間の確認、国民健康保険加入者に対する在留期間更新の確認、国民健康保険離脱勧奨、医療保険に係る支払い
	国民年金に係る相談	国民年金制度の理解促進、制度周知多言語パンフレットの配布、国民年金加入や保険料免除の受付
人権推進課	共生社会啓発パンフレット作成	小山市人権啓発パンフレット「外国人と人権」の作成
工業振興課	求職者技能向上教育訓練奨励金	外国人の求職者に対し、技能向上のための教育訓練奨励金を交付
生活安心課	日常生活相談	外国人ふれあい子育てサロン、小山市多文化共生推進総合支援センターでの日常生活の相談、情報提供
窓口業務各課	申請書式の多言語整備	保育所の入園申請など、行政サービスの申請書式を多言語で整備

注：小山市の公の施設の指定管理者が運営している活動・イベントを含む

## (2) 県・国機関主催の主な活動

県・国・機関	活動・イベント名	活動概要
栃木県	とちぎ外国人材活用促進協議会	外国人材の活用促進
	とちぎ外国人相談サポートセンター	多言語での情報提供・相談体制の充実
	企業向け外国人材雇用等相談	相談窓口の整備
文化庁・国際交流基金	日本語教育教材整備	日本語教育のための教材、日本語教育伝授法の開発
ハローワーク	外国人のための就職・雇用相談	外国人の就職、雇用に関する相談、外国人、外国人雇用の企業への相談
労働基準監督署	外国人労働者相談コーナー	外国人労働者の労働条件に関する相談を実施
外国人技能実習機構	技能実習制度による人材育成	技能実習の労働環境の管理強化、衛生管理、労働災害の迅速対応
	悪質な就労仲介業者被害防止	法務省、厚生労働省等の関係機関の連携により、悪質な仲介業者等を排除

## (3) 県・市国際交流協会主催の主な活動

県・市協会	活動・イベント名	活動概要
県・市国際交流協会	「やさしい日本語」の普及	「やさしい日本語」のハンドブック及びリーフレットを作成、配付し、普及を促進
	「やさしい日本語」の講座、講習	「やさしい日本語」の講座、講習を開催
栃木県国際交流協会	外国人材コーディネーターの配置	外国人材活用を促進
	防災教室	主に外国人を対象とした災害に対する準備、避難の指導
小山市国際交流協会	日常生活相談	外国人ふれあい子育てサロン、多文化共生推進総合支援センターでの日常生活の相談、情報提供
	Oyama インターナショナルフェスティバル	日本文化、外国文化の紹介、体験をとおして、互いの文化の理解、交流活動を深める。
	バスハイキング	外国人、日本人の市民参加の小旅行
	多文化理解教室・講座	小中学校の国際理解教室に外国人の講師を派遣
	災害募金活動	海外における災害に対する支援のための募金活動。日赤を通し、送金

県・市協会	活動・イベント名	活動概要
	日本語教授法講座	外国人に対する日本語教育の人材を育成するための講座
	トランスレーターバンク	通訳人材の登録制度を整備
	通訳ボランティア講座	通訳ボランティアの育成
	ボランティア通訳	病院・学校・出入国在留管理局などでの通訳・翻訳
	子育てふれあいサロン	外国人からの子育てに関する相談に応じる
	災害募金活動	海外における災害に対する支援のための募金活動。日赤を通し、送金

#### (4)その他民間団体主催の主な活動

民間団体	活動・イベント名	活動概要
NPO 法人日本語検定委員会	日本語検定	日本語能力判定テストの実施 日本語能力試験 JLPT の実施
白鷗大学	留学生受け入れ 短期留学生受け入れ 日本研修（2週間）	正規生（4年間で卒業） 交換留学生（半年～1年）
	国際理解講演会	駐日大使による講演会
とびらの会	日本語教室	外国人市民に対する日本語の指導
民間会社	通訳人材開発講座・研修	通訳の訓練・研修
	多言語通訳人材開発促進	
	医療通訳、医療コーディネーター育成	
各自治会	自治会・育成会活動参加促進	転入時にチラシを配付し、自治会・育成会加入を促す啓発活動を実施
		地域の行事、自治会活動の参加を促し、近隣住民、子どもたちの親交を深める。

### 3 今後の課題

---

多文化共生社会づくり推進の主な課題として、以下の6つがあげられます。

#### (1)異文化理解の啓発・普及の展開

外国人、日本人、生まれ育った国の違いから、日常生活の様々な場面において、文化の違い、習慣の違いに出会い、それは時として、トラブルの原因になることもあります。しかし、同じ小山市民として共に生活していかなければなりません。そのために、互いの文化の違いを理解する心を醸成し、共に生きる生き方を広く啓発、普及していくことが求められています。

#### (2)言葉の壁の解消

日常生活を営む上で、最も大きな障壁が「言葉」です。日常のちょっとした会話の中での誤解が思わぬトラブルの原因になったりします。また、様々な行政サービスを受けるにも、外国語による窓口での案内、書類の整備はまだまだ行き届いていないのが現状です。本市に住む外国人の国籍をみると、アジア、南米諸国を中心に様々な国から来ています。多言語による「言葉の壁」を解消することが求められています。

#### (3)就労環境の整備

外国人の主な来日目的の一つは就労です。日本で働き、技術を習得し、豊かになろうと夢を抱いて本市に来ています。そしてこれからも益々、そのような外国人は増えることが予想されます。しかし、外国人の雇用、就労をめぐる様々なトラブルが発生しているのも事実です。外国人就労者は、これからの本市の産業活動、経済活動を担う貴重な人材です。外国人、日本人を問わず同じ小山市民として共に働けるよう、就労環境の整備が求められています。

#### (4)生活の安全・安心の確保

「安全・安心の確保」は生活の基本条件です。外国人の医療を保障し、災害、事件・事故からの危険性を排除しなければなりません。しかし、医療面においては、外国人の医療保険制度への理解は低く、医療機関の多言語整備は進んでいないのが現状です。また、情報弱者である外国人にとって、災害時、事件・事故時の情報不足は、生命の危機に直結しています。同じ市民として安全・安心の確保対策が求められています。

#### (5)外国人子どもたちの学校教育の充実

外国人若年労働者の増加とともに、児童生徒の数も増加しています。日本人の子どもたちと同様、外国人の子どもたちも本市の学校で、一緒に学び、学校生活を送ることになります。外国人の子どもたちが未来の夢を育むことができるよう、学校教育の充実が求められています。

#### (6)身近な地域での市民交流の促進

外国人は文化、習慣の違いから、地域組織のルールになじめず、日常生活において地域住民とトラブルになることがあります。しかし、外国人も小山市民であり、地域住民です。地域住民の一員として、支え合いの生活の実践が必要です。自治会等の市民活動への参加を促し、活動を通して、身近なところから市民交流の輪、共生社会の輪を広げていくことが求められています。

## 第3章 基本理念と目標

---



## 1 基本理念

---

「ひと」はそれぞれ生まれ育った国の文化、国の置かれている状況を背負い、生きています。そしてそれは日常の生活、考え方に色濃く反映されています。日本に生まれ育った市民と母国を離れ外国人として生活する市民との間に、その文化の違い、生活の違い、考え方の違いに、互いに戸惑い、混乱し、時にトラブルになることもあります。しかし外国人、日本人、共に同じ小山市民であり、これからの本市の成長を担う貴重な人材です。互いの文化の違いを認め合い、そして互いの文化の良さを分かち合い、未来に生かすことで、新しい本市の都市像が描かれます。そのような外国人、日本人が共に生きる多文化共生社会を目指し、

基本理念を「**異なる文化を分かち合い 共に生きるまち 小山**」と定めます。

## 2 基本目標

---

基本理念の実現を目指し、多文化共生社会づくりを推進するため、3つの基本目標を掲げ、これらのもとに様々な施策、事業を展開します。

### ◆共に生きる「ひと」を創る

外国人、日本人、共に互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる「心」を育みます。そのための様々な啓発活動、教育活動、交流活動を展開します。互いの理解、交流の大きな障害に「言葉の壁」があり、日本語の教育の充実を図るとともに、外国人の子どもたちへの教育の充実を図ります。多文化共生社会を推進する組織、団体、人材を育成、充実し、多文化共生社会づくりの基盤を整備します。

### ◆共に働く「しごと」を創る

外国人は本市の未来の成長を担う「貴重な人材」です。夢を抱いて来日した外国人が、その夢を実現できるよう、雇用、就労環境を整備します。外国人就労者が同じ市民として、平等な雇用条件、就労環境が確保できるよう支援します。また、自らの能力を十分に生かし、活躍できるよう、技術・技能向上のための支援、留学生などの市内での就職活動支援など、様々な支援活動を展開します。

### ◆共に暮らす「まち」を創る

小山市民として住む基本条件は「暮らしの安全・安心」です。同じ市民として住まいを持ち、災害等の危険から守られ、様々な市民サービスを受けることができる普通の暮らしを実現します。また、「まち」を安全に、楽しく歩けるよう多言語によるサイン整備を推進します。外国人も身近な地域社会の一員です。自治会などの地域組織の参加を促し、共に活動し、交流を深めるとともに、言葉や文化の違いを生かし、これからの新しい地域づくりのキーパーソンとしての活用を図ります。

◆◆ 基本理念と基本目標 ◆◆

基本目標 1

共に生きる「ひと」を創る

基本理念

異なる文化を分かち合い  
共に生きるまち 小山

基本目標 2

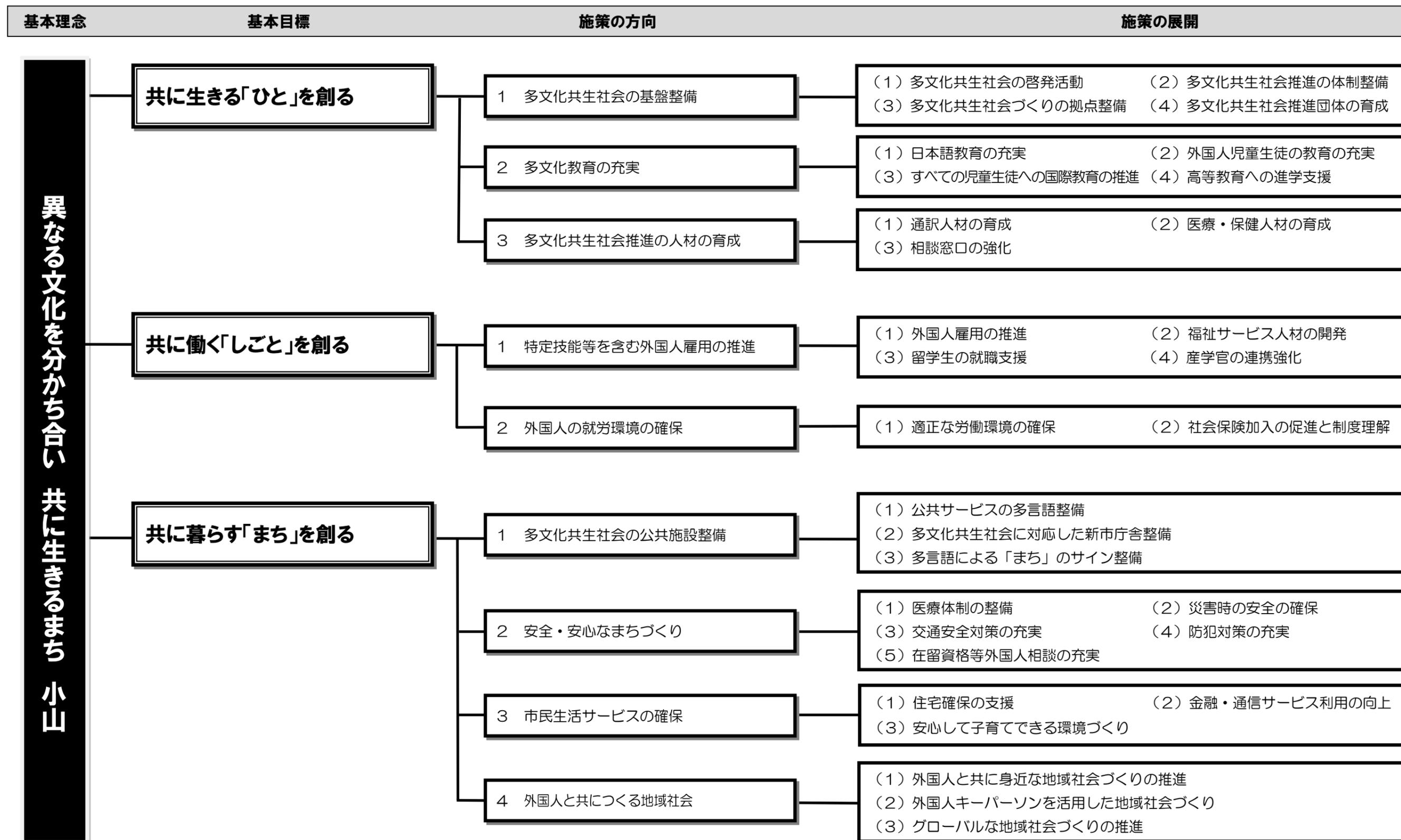
共に働く「しごと」を創る

基本目標 3

共に暮らす「まち」を創る

### 3 施策の体系

基本理念、基本目標のもとに、以下の体系で施策を展開します。





## 第4章 施策の展開

---



## 第1節 共に生きる「ひと」を創る



### 1 多文化共生社会の基盤整備

#### 現状と課題

本市に住む外国人は近年、急速に増加し、令和元（2019）年10月1日現在で、7,155人（住民基本台帳）になっています。外国人の増加とともに、日常生活において外国人と接触する機会も増え、市民生活の国際化は急速に進展しています。

市民生活の国際化の進展とともに、外国人の生活を支えるサービス、交流活動を展開する市民団体、活動も増えつつあります。しかし、外国人と日本人の文化、生活、考え方の違いから、トラブルも増えているのが現状です。

同じ市民として、外国人と共に生きるためには、互いの違いを理解し、交流し、共に生きるための意識の醸成、交流づくり、推進組織の体制整備が求められています。

#### 施策の方向

- ◆外国人の文化、生活習慣の違いを理解する意識を醸成し、共に生きる多文化共生社会づくりを啓発します。
- ◆外国人、日本人の意見を聞きながら、多文化共生社会づくりを計画的に推進する組織体制を整備します。
- ◆多文化共生社会づくり推進の拠点を整備します。
- ◆市民の活動をけん引する市民ボランティア団体の育成、活動を支援します。
- ◆互いの違いを認め合い、共に生きる社会づくりをリードする、交流活動を展開します。

#### 施策の展開

施 策	事 業	担当部署・担当機関
(1)多文化共生社会の啓発活動 日本人と外国人との文化、生活習慣の違いを理解するとともに、これから共に暮らす地域社会づくりを深く理解するために、様々な啓発活動、広報活動をとおり、多文化共生社会づくりの意識向上を図ります。	① 多文化共生社会の理解促進と意識醸成 ・ 多文化理解教室・講座の開催 ・ 意識啓発パンフの作成・配付	国際政策課 人権推進課
	② 外国人に対する日本文化の理解促進 ・ 外国人に対する日本文化理解教室・講座の開催	小山市国際交流協会

第4章 施策の展開

施 策	事 業	担当部署・担当機関
<p>(2)多文化共生社会推進の体制整備 外国人と日本人が共に暮らす「多文化共生社会づくり」のために、外国人や外国人と関わりのある事業所、支援団体等の意見を広く聞く体制を整備し、意見を計画の策定及び推進に反映します。 そのために外国人との懇談会を実施します。</p>	① 多文化共生社会推進協議会（分科会）の開催	国際政策課
	② (新)外国人市民会議の創設	国際政策課
	③ 庁内における多文化共生社会づくり体制の整備 ・ (新)市職員の多文化共生社会に関する研修活動の実施 ・ (新)庁内に専門担当を設置	国際政策課
<p>(3)多文化共生社会づくりの拠点整備 外国人、日本人が多文化共生社会づくりについて何でも相談でき、情報が入手できる拠点を整備します。 また、さまざまなイベント活動とおし、互いの文化の違いを理解し、認め合う交流の場をつくり、共に生きる「ひと」づくりを推進する交流拠点を整備します。</p>	① 小山市多文化共生総合支援センターの整備 ・ 相談・情報提供 ・ 活動支援	国際政策課
	② 多文化共生活動の拠点整備 ・ 小山市国際交流協会の拠点化 ・ 国際理解の交流イベントの開催 ・ 多文化交流フェスティバルの開催・充実	小山市国際交流協会
<p>(4)多文化共生社会推進団体の育成 これからの多文化共生社会を実現するのは市民であり、その活動をけん引するうえで、市民団体、また市民リーダーの役割は大きいことから、それらの団体、リーダーの育成、強化を図ります。</p>	① 外国人住民を支援する市民ボランティア団体の育成、活動助成 ・ 小山市市民活動推進事業補助 ・ ボランティア活動助成制度 ・ 活動リーダー育成助成	市民生活安心課 小山市市民活動センター



## 2 多文化教育の充実

### 現状と課題

市内で生活するためには、さまざまな地域情報を得て、多くの人とコミュニケーションを取らなければなりません。言葉はそのための必須の手段であり、外国人にとって日本語の「言葉の壁」は、日常生活の大きな障害になっています。日本語の理解が十分でないため、生活のための情報、サービスが得られず、また、市民との友好関係も作ることができず、同じ言語の外国人同士の閉鎖社会を形成するといった問題も発生しています。

外国人の子どもたちにとっても「言葉の壁」は大きな問題です。日本語の理解が十分でないことから、学校の授業についていけなかったり、友達関係を結べなかったりと、学校生活に影響を与えています。

また、外国人の定住化が進むなかで、高校、さらには大学への進学、就職と外国人の青少年の進路指導も求められています。

外国人の子どもたち、青少年の健全な成長、将来の夢を実現するために、教育の充実が課題となっています。

### 施策の方向

- ◆外国人への日本語教育を充実し、言葉の壁を解消して自由な市民生活、日本人との交流を促進します。
- ◆外国人の児童生徒の教育を充実し、健全な成長を促す学校生活、市民生活を確保します。
- ◆外国人の青少年が将来の夢を実現できるよう、高等教育への進学、就職といった進路指導を充実します。

### 施策の展開

施策	事業	担当部署・担当機関
<p>(1) 日本語教育の充実</p> <p>外国人が市内で生活するために、日本語の能力向上は必須です。日本人と不自由なく会話ができ、情報交換ができるよう、また、互いの文化を理解し合えるよう、外国人に対する日本語教育の充実を図ります。</p>	<p>① 日本語教室、講座の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流協会や民間ボランティア団体の日本語教室・講座</li> <li>・ 多様な学習者に対応したカリキュラムの整備</li> <li>・ カリキュラムに準拠した「教材例集」の活用促進</li> <li>・ 日本語教室土日コースの充実</li> <li>・ 働く外国人のための日本語教育支援</li> </ul>	<p>小山市国際交流協会 民間ボランティア団体 国</p>

第4章 施策の展開

施 策	事 業	担当部署・担当機関
	② 日本語教育教材・教授法整備	国
	③ 日本語教育人材育成 ・ 人材の養成・研修プログラムの改善充実 ・ 新たな資格を整備	国・県・小山市国際交流協会
	④ 教育機関充実 ・ 公的日本語教育機関の検討	国・県・市・民間
	⑤ 日本語能力判定 ・ (新)日本語能力検定受験勧奨と優遇対応の付与	民間
	⑥ 「やさしい日本語」普及 ・ 「やさしい日本語」パンフレットの配布、講習会の実施 ・ 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の活用促進	県・市 栃木県国際交流協会 国
<p>(2)外国人児童生徒の教育の充実</p> <p>外国人児童生徒が必要な学力を身に付け、充実した学校生活を送れるようにするためには、日本語能力の向上は必須であり、日本語教育体制の整備・充実を図ります。また、外国人児童生徒の学力向上のためのカリキュラム、教材の整備・充実を図ります。</p> <p>外国人児童生徒は生活するうえで様々な障害を抱えます。日常生活をのびのびと過ごし、健全に成長するように、細やかな生活相談・指導体制の整備・充実を図ります。</p>	① 日本語指導の整備・充実 ・ 日本語指導の教員の配置 ・ 母語の教育指導	国・県
	② 学力向上カリキュラム、教材の整備・充実、学校生活指導 ・ 外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」	学校教育課
	③ 日常生活相談・指導体制整備 ・ 外国人ふれあい子育てサロン ・ 外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」の充実	小山市国際交流協会等 学校教育課
	④ 日本語教育ボランティア、生活支援ボランティア育成	小山市市民活動センター
	⑤ 教育、学校生活相談の充実 ・ スクールカウンセラーの配置	学校教育課

施 策	事 業	担当部署・担当機関
<p>(3)すべての児童生徒への国際教育の推進</p> <p>日本人と外国人の児童生徒が、お互いに文化、生活習慣などの違いを理解し、共に豊かな国際感覚や多文化共生社会の意識が育つよう、全校児童生徒対象とした国際教育を推進します。</p>	<p>① 国際教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全校児童生徒を対象とした国際教育の実施</li> </ul>	<p>学校教育課</p>
	<p>② 教職員の研修活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全校教職員を対象とした多文化共生社会の研修活動の実施</li> </ul>	<p>県</p>
	<p>③ 関係団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (新) ボランティア等に対して多文化共生社会の研修やイベントなどの実施や働きかけ</li> </ul>	<p>民間ボランティア団体</p>
<p>(4)高等教育への進学支援</p> <p>市内に住む外国人の子どもたちが、将来の夢を実現するために高等教育の機会を得られるようになることは重要です。中学校(義務教育学校 後期課程を含む。)、高校や教育関係機関・団体をとおし、高校、大学、専修学校等の高等教育への進路指導、進学のための情報提供の充実を図ります。</p>	<p>① 中学校での進路指導強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進路説明会での通訳の配置</li> <li>・ 先輩たちの実体験の講話</li> <li>・ 高校受験資格のない生徒に対する進路相談・指導対策</li> </ul>	<p>学校教育課 市民活動団体 民間</p>
	<p>② 教育機関等との連携による進路指導・学習支援・情報提供</p>	<p>教育総務課</p>
	<p>③ 高等教育進学、就労のための進路指導、学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (新) ライフプラン設計支援</li> <li>・ (新) 外国人高校生等に対してキャリア教育</li> </ul>	<p>教育総務課 民間 国</p>



### 3 多文化共生社会推進の人材の育成

#### 現状と課題

外国語による会話が定着していないわが国において、外国人が安全・安心な日常生活を送るために、様々な場面において、情報の橋渡しをする通訳が必要になっています。しかし、さまざまなサービスの窓口において、外国語を話せるスタッフの配置、また通訳の配置は不十分であり、人材の開発が求められています。特に、医療・保健の分野は、生命・健康に係る分野であり、早急の整備が求められています。

また、外国人にとって在留資格の手続きは、滞在のために必須です。

#### 施策の方向

◆外国人の安全・安心な日常生活を確保するために、情報の橋渡しをする人材の開発を図ります。特に、医療・保健の分野の人材の開発を推進します。

#### 施策の展開

施策	事業	担当部署・担当機関
(1)通訳人材の育成 外国人が市内で日常生活を送るために、日本語による情報交換は必須であり、大きな障害となっています。日本語の「言葉の壁」を解消するための「ひと」づくりが必要です。さまざまな場面、場所において、外国人との情報の橋渡しをする通訳人材の開発を推進します。	① 通訳人材育成講座・研修の推進 ・ (新)職場、組織内での通訳者育成 ・ (新)「やさしい日本語」での対応普及	民間
	② 通訳ボランティアの育成 ・ 通訳ボランティア講座	栃木県国際交流協会
	③ 通訳人材登録制度の整備 ・ トランスレーターバンクの整備、通訳の紹介	栃木県国際交流協会

施 策	事 業	担当部署・担当機関
<p>(2)医療・保健人材の育成</p> <p>外国人が安心して医療を受けられるよう、また、医療機関が外国人患者を受け入れられるよう、医療通訳など、外国人と医療機関を橋渡しする人材の育成を推進します。</p>	① 医療通訳育成	国・民間
	② 医療コーディネーター育成	国・民間
	③ 医療通訳体制の整備	国際政策課
<p>(3)相談窓口の強化</p> <p>外国人が市内で生活するためには在留資格の手続きなど、さまざまな行政的な認可を受けなければならないことから、専門家の支援が必要になる場合があり、年々増加する外国人居住者に対する専門家の支援の必要性が拡大する可能性があります。</p>	<p>① 法的専門家団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係団体への情報提供</li> </ul>	市民生活安心課
	<p>② 行政書士会による手続き相談や弁護士会による法律相談体制の強化・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (新)入管法及び在留資格得喪の要件に精通した行政書士・弁護士による無料の相談会を実施</li> </ul>	市民生活安心課 国際政策課 栃木県行政書士会 栃木県弁護士会

## 第2節 共に働く「しごと」を創る



### 1 特定技能等を含む外国人雇用の推進

#### 現状と課題

令和元(2019)年10月1日現在の外国人の5歳階級別年齢人口(住民基本台帳)をみると、20歳代、30歳代の合計が3,579人で、外国人合計の50%を占めます。また、小山市民の同年齢層に占める割合は9.2%になっています。

在留外国人の大半は働き盛りの若年層であり、本市の産業活動に大きく関わっていることが伺われます。そしてさらに、特定技能制度により外国人労働者は、大きく増加することが予想されます。

今後、外国人労働者が本市の産業活動を大きく担うことになることは確かであり、日本人、外国人が共に同じ市民として働くことができるよう、雇用機会の開発、技術・技能の向上、雇用環境、就業環境の改善を図ることが求められています。

#### 施策の方向

- ◆外国人の若者が本市で働けるよう、外国人雇用の推進します。
- ◆特に、福祉サービスの分野は人材不足であり、外国人労働者の雇用の推進します。
- ◆産学官の連携による留学生の定着等を図るため、産学官のネットワークづくりを推進します。

#### 施策の展開

施策	事業	担当部署・担当機関
(1)外国人雇用の推進 留学生等の外国人人材が市内に就職できるよう、情報の提供、就職相談・支援、企業とのマッチング支援等を行うなど外国人就職支援を促進します。	① 外国人労働者の就職支援の充実 ・ (新)外国人材の活用に係るセミナー、講習会の開催 ・ とちぎ外国人材活用促進協議会の運営	ハローワーク 栃木県行政書士会 栃木県弁護士会 国・県 栃木県国際交流協会 民間

施 策	事 業	担当部署・担当機関
	② 企業向け外国人雇用に関する相談の充実 ・ 企業向け外国人材雇用等相談窓口の設置・運営	ハローワーク 栃木県行政書士会 栃木県弁護士会 国・県
	③ 外国人材コーディネーターの配置	栃木県国際交流協会
	④ 起業を目指す外国人への支援	国・県・民間 栃木県行政書士会
(2)福祉サービス人材の開発 外国人材が介護現場で適切に活躍できるように、研修の充実を図ります。	① 留学生の受入れによる福祉人材の開発 ・ 教育機関、福祉施設等関係機関の連携強化	国・県 民間
	② 関係機関の連携による留学生のサポート体制充実 ・ 資金面でのサポート検討 ・ 日常生活面でのサポート充実	国・県 民間
	③ 福祉サービス技能向上の学習支援	国・県・民間
(3)留学生の就職支援 市内で学ぶ留学生は、多文化共生社会を実現するうえで貴重な人材であり、将来にわたり市内に住み続け、多文化共生社会をけん引してくれるよう、留学生の就職活動を支援します。	① 留学生の在留資格変更等申請支援 ・ 入管法及び在留資格得喪に関する相談会の実施 ・ 弁護士による無料の相談会を実施	国 栃木県行政書士会 栃木県弁護士会
	② 留学生の就職活動の支援 ・ グローバル人材の確保（グローバル人材採用セミナーの実施） ・ グローバル人材の就職マッチング	国・県 栃木県国際交流協会 大学等教育機関
(4)産学官の連携強化 大学と企業の研究・開発交流、留学生のインターンシップ活動の活性化など、大学院・大学、専修学校と企業との連携を強化し、優秀な留学生の市内への定着を促進します。	① 企業・大学等研究機関・行政の連携強化 ・ おやま産学官ネットワークの充実	工業振興課 小山商工会議所 大学・企業



## 2 外国人の就労環境の確保

### 現状と課題

外国人労働者が急速に増加するなかで、雇用・就労に絡むトラブルも増えています。外国人労働者の就労意識は在留資格によって様々であり、雇用条件、就労環境も異なります。しかし、外国人労働者ということで、ともすれば雇用条件、就労環境は不利に、また不安定になりがちな状況にあります。

日本人も外国人も共に、本市の産業活動を支えることができるように、外国人労働者の雇用条件、就労環境の改善が求められています。

### 施策の方向

- ◆ 平等な雇用条件、就労環境を確保し、外国人労働者が同じ市民として、共に本市の産業活動に携わることができるように環境を整備します。
- ◆ 安定した就労を確保するために、社会保険、雇用保険、国民健康保険の加入を促進します。

### 施策の展開

施策	事業	担当部署・担当機関
<p>(1) 適正な労働環境の確保</p> <p>外国人が適正な労働環境を確保するために、国・県と連携し、市内企業の労働環境の管理を強化するとともに、労働条件、労働環境に関する相談体制の強化を図ります。</p> <p>また、外国人材が安心して市内での就労を確保できるように、悪質な就労仲介事業者の被害に合わないよう、監視体制の強化に努めます。</p>	① 事業主に対する外国人雇用に関する制度の周知	国・県・ハローワーク
	② 外国人労働者の労働条件、就業環境に関する相談充実	国・県・ハローワーク
	③ 外国人の雇用管理に関する相談充実	国・県
	④ 外国人に対するハラスメント防止啓発	工業振興課 国・県

施 策	事 業	担当部署・担当機関
	⑤ 悪質な就労仲介業者被害の防止強化 ・ 国機関との連携	国・県 市民生活安心課
(2)社会保険等加入の促進と制度理解 外国人が生活するうえで、社会保険、医療保険、国民年金は重要なセーフティネットであり、関係機関と連携し、加入促進を図ります。 また、社会保険等のサービスの利用に必要な保険料等の支払い義務について、周知、啓発を行い、納付の促進を図ります。	① 社会保険・雇用保険・医療保険・国民年金制度の周知、広報活動 ・ 各種パンフレットによる啓発、説明会実施 (注書きを参照)	国保年金課 工業振興課 市民税課 納税課 国
	② 大学・専修学校・企業との連携による社会保険・国民健康保険加入の促進と納税の促進・管理	大学・専修学校 企業 国保年金課 市民税課 納税課

注：医療保険の加入について

国内に住所を有する人（住民基本台帳に記載された人）は、日本人、外国人の別にかかわらず、いずれかの医療保険に加入することとなっています。（厚労省令による国民健康保険適用除外者を除く）勤務先等の医療保険に加入していない人は、住所地の国民健康保険に加入する必要があります。

## 第3節 共に暮らす「まち」を創る



### 1 多文化共生社会の公共施設整備

#### 現状と課題

公共施設は市民の生活を支える基礎施設です。市民の健康、福祉、教育、雇用等、あらゆる分野において、市民生活を支えています。

外国人が増加するなかで、市庁舎や市の施設を利用する外国人を多く見かけるようになっていきます。しかし、施設のご案内表示やアナウンスなどの多言語整備は、まだまだ十分な状況とは言えません。また、さまざまなサービスの申請書式も多言語整備が遅れている状況であります。

一方、「まち」のサイン整備についてみると、小山駅など一部の公共交通施設で、英語等の表示が進められていますが、その他の公共・公益施設においては、整備が進んでいないのが現状です。多文化共生社会を推進するために、そのお手本となる公共・公益施設の多言語整備が求められています。

令和3（2021）年度には、本市のシンボルとなる新市庁舎が竣工します。多文化共生社会の都市にふさわしい新市庁舎建設が望まれます。

#### 施策の方向

- ◆外国人にとって公共サービスを自由に利用できるよう、多言語による施設案内、書類の整備を推進します。
- ◆外国人にとって「まち」を安全に、楽しく歩けるよう、多言語による分かりやすい、統一の取れたサイン整備を推進します。
- ◆多文化共生社会の都市にふさわしい、本市のシンボルとなる新市庁舎を建設します。

#### 施策の展開

施策	事業	担当部署・担当機関
(1) 公共サービスの多言語整備 外国人が市役所などの公共施設を不自由なく利用できるよう、また手続き等がスムーズに行えるように、外国人相談員の配置、窓口の整備、多言語による施設案内、書類の多言語化など、外国人が安心して便利に利用できるよう、市役所などの公共施設の整備を推進します。	① 多文化共生総合支援センターの整備 ・ワンストップで公共サービスの利用、相談、申請等の事務ができる拠点を整備 ・多言語で相談できるよう外国人相談員の配置	国際政策課

施 策	事 業	担当部署・担当機関
	② 外国人のための生活情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多言語「市民便利帳」の作成・配布</li> <li>・ 広報おやまの多言語化</li> <li>・ ホームページの多言語表示</li> </ul>	国際政策課 秘書広報局
	③ 公共サービスの多言語書式の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス利用の申請書、説明文書など公共サービスの文書を多言語で整備</li> </ul>	市各課
	④ 窓口環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のやさしい日本語・外国語研修の実施</li> <li>・ 多言語自動音声翻訳機器の設置、利用技術の習得</li> </ul>	国際政策課
	⑤ 小山市民としての日常生活指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活マナーについての講習会開催</li> <li>・ 行政サービス制度の説明会開催</li> <li>・ 企業等と連携した納税出前講座等による納税指導 (注書きを参照)</li> </ul>	民間 小山市国際交流協会 国際政策課 納税課
	(2) 多文化共生社会に対応した新市庁舎整備 現在、建設を推進している新市庁舎は、本市のシンボルです。多文化共生社会づくりを推進する都市にふさわしい新市庁舎を建設します。	① 新市庁舎の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フロア案内や室名サイン等の多言語表記</li> <li>・ 駐車場、外構の案内サインの多言語表記</li> </ul>
(3) 多言語による「まち」のサイン整備 「まち」を安全に、楽しく歩かうえで、案内板は必須です。また、案内板は、美しい「まち」を演出する重要な要素です。外国人が道に迷わずに、安全に楽しく歩けるよう、多言語による主要な施設案内、交通標識、案内のサイン整備を推進します。	① 公共・公益・民間施設の多言語によるサイン整備	国・県・市 民間
	② 交通標識・公共交通案内の多言語による整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ おーバス時刻表・ホームページ・バス停の英語表記</li> </ul>	都市計画課 国・県 警察 道路課 民間

注：在留期間更新手続きをはじめ、様々な手続きにおいて、既に納税が済んでいることが求められる場合があることを周知します。



## 2 安全・安心なまちづくり

### 現状と課題

安全・安心は、生活の基礎条件です。小山市民として、外国人の医療を保障し、災害や事件・事故といった危険から外国人を守ることは、行政の責務です。

しかし医療についてみると、外国人の国民健康保険制度への理解は低く、病院の多言語表記は進んでいないのが現状です。また、防災、防犯、交通事故防止においても、外国人を対象とした啓発、情報提供、訓練等の対策は十分とは言えない状況にあります。さまざまな危険に対し、情報弱者の外国人は、日本人より被災の危険性は高く、同じ市民として安全・安心の確保対策が求められています。

### 施策の方向

- ◆国民健康保険への加入、病院の多言語整備等を促進し、外国人の医療の確保を図ります。
- ◆地震、風水害等の災害に対する啓発、情報提供、避難訓練等を推進し、外国人の災害に対する安全を確保します。
- ◆我が国の道路交通ルール、習慣、交通機関の利用などの情報提供、講習を推進し、外国人の交通安全を確保します。
- ◆事件・事故、トラブルに巻き込まれないように、防犯に対する啓発、情報提供、未然防止対策の周知等により、外国人の安全を確保します。

### 施策の展開

施策	事業	担当部署・担当機関
(1)医療体制の整備 外国人が体調を悪くした時、安心して病院にかかれるように、医療通訳の配置、院内案内の多言語表示など、外国人のための医療体制を整備します。	① 国民健康保険の周知、広報活動 ・ 各種パンフレットの配付、説明会実施 ・ 「国民健康保険の手引き」(多言語版)の配付 ・ 国民健康保険制度の説明 (注 1、2、3を参照)	国保年金課 市民税課 納税課 国

注1：医療保険加入について

国内に住所を有する人(住民基本台帳に記載された人)は、日本人、外国人の別にかかわらず、いずれかの医療保険に加入することとなっています。(厚労省令による国民健康保険適用除外者を除く)勤務先等の医療保険に加入していない人は、住所地の国民健

康保険に加入する必要があります。

注2：在留期間更新の手続きについて

在留期間が満了した場合は、住民基本台帳から記載が削除されるため、国民健康保険からも離脱していただくこととなります。

注3：国民健康保険税の課税について

国民健康保険に加入した人の属する世帯の世帯主には、国民健康保険税が課税されます。国民健康保険税の納税がされない場合、医療機関での医療費が全額自己負担（10割負担）となります。国民健康保険税を納期限までに納付できない場合、市役所納税課で相談することができます。

施 策	事 業	担当部署・担当機関
	② 医療現場の多言語会話の環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療従事者の外国語研修</li> <li>・ 通訳者の派遣</li> <li>・ 多言語による問診シートシステムの整備の検討</li> <li>・ (新) 電話・ネット通訳システムの利用促進</li> <li>・ 医療機関の通訳端末(音声翻訳機、タブレット等)の整備検討</li> </ul>	栃木県国際交流協会 医療機関
	③ 院内表示・案内の多言語整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (新) 院内表示の多言語、案内アナウンスの多言語整備</li> </ul>	医療機関
	④ 医療現場の多言語表記 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (新) 問診票などの書式の多言語化</li> <li>・ (新) 受付、診察、支払窓口の多言語表記</li> <li>・ (新) 会話集タブレット設置</li> </ul>	医療機関 健康増進課
	⑤ (新) 外国人患者受け入れのための医療機関向けマニュアルの周知	国際政策課 健康増進課 医療機関
	⑥ 外国人のための医療情報ガイドブック(多言語版)の作成と配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結核、風疹などの感染症理解促進</li> </ul>	県・栃木県国際交流協会
	⑦ 健康のしおり(多言語版)の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関マップの作成・配付</li> </ul>	健康増進課

第4章 施策の展開

施 策	事 業	担当部署・担当機関
<p>(2)災害時の安全の確保</p> <p>地震、風水害などの災害時においても、外国人が安全に避難でき、安心して生活を継続できるよう、情報伝達、避難指示などの災害時の安全の確保を図ります。</p>	<p>① 防災に関する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人を対象とした出前講座の実施</li> <li>災害情報アプリ（Safety Tips）の活用普及</li> <li>多言語の防災ガイドブック、マニュアル、ハザードマップの作成・配布</li> </ul>	<p>危機管理課 建設政策課 道路課 農村整備課</p>
	<p>② 外国人を対象とした防災訓練の実施</p>	<p>危機管理課・民間</p>
	<p>③ 災害時外国人キーパーソンの活用、人材養成の研修</p>	<p>栃木県国際交流協会</p>
	<p>④ 災害時における多言語避難カード・ピクトグラム作成・活用</p>	<p>県・栃木県国際交流協会 国際政策課</p>
	<p>⑤ 「災害多言語支援センター」設置 情報提供（おーラジ、SNS等）、相談、避難所対応</p>	<p>危機管理課 国際政策課 秘書広報局</p>
<p>(3)交通安全対策の充実</p> <p>外国人にとって交通事情が異なる日本において、安全・安心して生活するために、交通安全対策は必須です。我が国の道路交通のルール、習慣、交通機関の利用について学び、安全に、快適に「まち」を歩き、交通機関が利用できるよう、外国人に対する交通安全対策を充実します。</p>	<p>① 外国人を対象とした交通安全教育や交通安全についての広報・啓発</p>	<p>市民生活安心課</p>
	<p>② 交通機関の案内表示の多言語整備</p>	<p>交通機関 民間</p>
	<p>③ 「交通機関利用のしおり」の作成・配付</p>	<p>交通機関 民間</p>
	<p>④ 運転免許取得及び認知機能検査において、多言語化による支援</p>	<p>県警</p>
<p>(4)防犯対策の充実</p> <p>外国人が様々な事件・事故、消費者被害、トラブルに巻き込まれないように、防犯知識、情報の普及・啓発、相談体制の整備、また、巻き込まれた時の速やかな対応体制、日頃の防犯活動の強化を図ります。</p>	<p>① 防犯知識・情報の普及、啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多言語防犯ハンドブックの配布</li> <li>防犯教室の実施</li> <li>外国人による110番通報に対応するための三者通話システムの活用</li> </ul>	<p>市民生活安心課 県警 消費生活センター</p>
<p>(5)在留資格等外国人相談の充実</p>	<p>① 在留資格得喪に関する相談会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(新) 在留資格得喪に関する専門家による相談会の実施</li> </ul>	<p>県・栃木県国際交流協会 市民生活安心課 国際政策課</p>

### 3 市民生活サービスの確保



#### 現状と課題

定住のために住宅の確保、金融機関の利用、通信手段の確保は必須です。外国人と日本人の生活習慣などの違いから、住まいをめぐるトラブルが発生し、ともすると外国人の入居が敬遠されることがあります。また、金融機関の利用は、口座開設の制約等があるなど、市民生活に欠かせないサービスを受けられないことがあります。

外国人の住まいの確保、また金融機関など市民生活に欠かせないサービスを受けるために、支援が必要になっています。

#### 施策の方向

- ◆外国人が安心して、快適な住宅が確保できるよう、情報の提供、仲介サービスの充実、また、公営・公的住宅の提供などの支援を推進します。
- ◆金融機関の利用、情報機器の確保等、市民生活を支える基礎的なサービスが得られるよう、外国人を支援します。
- ◆その他、市民生活を支える行政サービス等の生活情報を提供し、外国人の市民生活を支援します。

#### 施策の展開

施策	事業	担当部署・担当機関
(1)住宅確保の支援 外国人が安心して、快適な生活を継続できるようにするために、まず、住宅の確保が必須になります。外国人の住宅賃貸に対する理解・協力を深め、外国人への住宅情報の提供、賃貸する上での心得の啓発活動、不動産業者による賃貸仲介サービスの充実を図ります。さらには公営・公的住宅の環境整備の推進や、入居する外国人への共同住宅での基本的マナーの普及・啓発を図ります。	① 外国人受入れ企業の責務 ・外国人が適切な住宅確保するため、住宅物件を案内、保証人になるなど、住宅確保をサポート	民間企業
	② 賃貸人に対する支援 ・(新)外国人受け入れの実務に係わる賃貸人向けガイドブックの作成 ・(新)ガイドブックの登録支援機関、不動産所有者等に対して周知・普及 ・(新)外国人の入居、受け入れに関する相談窓口の設置	国 宅建協会 市民生活安心課

施 策	事 業	担当部署・担当機関
	<p>③ 外国人が住宅を賃貸する上での心得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (新) 住宅賃貸に関するガイドブックの作成と周知</li> <li>・ (新) 住宅賃貸に対する相談窓口の設置</li> <li>・ 共同住宅での基本的マナー(ゴミ出し、共益費等)の普及・啓発</li> </ul>	<p>国 宅建協会 建築課 市民生活安心課</p>
	<p>④ 仲介業者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (新) 実務対応マニュアルの整備</li> <li>・ (新) 「外国人の民間賃貸入居円滑化ガイドライン」の整備</li> </ul>	<p>国</p>
<p>(2) 金融・通信サービス利用の向上</p> <p>外国人が生活する上で家賃、公共料金の支払い、給与の受け取りなど様々な場面で金融機関を利用することとなります。また、スマートフォンなど通信サービスの利用は必須であり、それらのサービスが円滑に利用できるように環境整備、利用を促進します。</p>	<p>① 銀行口座開設のサポート体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業・銀行の連携による外国人銀行口座開設のサポート整備</li> </ul>	<p>雇用企業等 研修機関 銀行</p>
<p>(3) 安心して子育てできる環境づくり</p> <p>外国人が滞在期間の長期化、定住化が進む中、妊娠・出産・子育てを支える仕組みが必要です。生活習慣の違い、言葉の違い、また、相談相手が限られていることなどから、不安を抱えながら、孤立した状態での子育てに陥りがちです。同じ市民として安心して子育てができるよう、相談・指導体制の整備、制度活用の支援など、さまざまな場面で支援を充実します。</p>	<p>① 多言語での子育て相談・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通訳と連携した妊産婦への相談支援の強化</li> </ul>	<p>小山市多文化共生 総合支援センター 健康増進課 子育て包括支援課 こども課 国際政策課</p>
	<p>② 子育て制度案内の多言語整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (新) 子育てガイドブックの整備</li> <li>・ 母子手帳、保育所入所申請等行政文書の多言語整備</li> <li>・ (新) おやまっ子開運子育てナビの多言語整備</li> </ul>	<p>健康増進課 子育て包括支援課 こども課</p>
	<p>③ 担当支援員・民生委員児童委員の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ やさしい日本語、多言語研修</li> <li>・ 多文化ソーシャルワークの研修</li> </ul>	<p>国際政策課</p>



## 4 外国人と共につくる地域社会

### 現状と課題

身近な地域組織の自治会では、日常のごみ収集・清掃活動、地域情報の伝達、また、地域住民の親睦を図る祭などの行事が行われ、地域の治安、美化、親睦活動が行われています。しかし近年、自治会への加入が敬遠され、活動の停滞を余儀なくされています。特に地縁性がまったくない外国人は文化や習慣も異なることから、さらに加入は少なく、地域との繋がりのない外国人が多いのが現状です。

外国人も同じ地域住民として、地域自治のための治安、美化活動を担い、友好関係をつくる必要があります。また、文化の違いを背景に、地域住民との交流から、新しい地域文化活動の芽生えも期待されます。同じ身近な地域住民として、外国人の自治会組織への加入を促し、共に活動することが求められています。

### 施策の方向

- ◆外国人の自治会参加を促し、共に地域住民として身近な地域社会づくりを推進します。
- ◆外国人を新しい本市の文化を生み出す貴重な人材としてとらえ、共にグローバルな地域社会づくりを推進します。
- ◆外国人キーパーソンを活用した地域社会づくりを推進します。

### 施策の展開

施策	事業	担当部署・担当機関
(1)外国人と共に身近な地域社会づくりの推進 外国人が身近な地域での充実した日常生活を送れるように、自治会や育成会などの地域組織の参加を促し、活動をとおり、多文化共生社会づくりを推進します。外国人、日本人が互いの文化、生活習慣などの違いを理解し、共に生きる地域社会ルールによる地域社会づくりを推進します。	① 自治会などの地域社会組織参加促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多言語による自治会加入案内</li> <li>・ 自治会に対して、外国人や多文化共生社会に関する勉強会等の実施</li> </ul>	市民生活安心課

施 策	事 業	担当部署・担当機関
	② 自治活動をとおして多文化社会の理解促進 ・ 祭、育成会活動など自治会行事をとおして多文化社会の理解を促進	自治会
	③ 日常生活ルール(ゴミ出し、清掃、情報伝達など)の理解促進 ・ ゴミ出しカレンダーの作成・配付 ・ ゴミ分別アプリ「さんあ〜る」の活用普及	環境課 自治会
	④ 納税義務の理解向上と納税推進 ・ 市税に関する啓発パンフレットの作成・配布 ・ 市税に関する説明会の開催	市民税課 納税課 国保年金課
(2)外国人キーパーソンを活用した地域社会づくり	① 外国人キーパーソンの把握・養成 ・ (新)外国人キーパーソンの活用 ・ (新)外国人キーパーソンを中心としたネットワークの形成	国際政策課
(3)グローバルな地域社会づくりの推進 外国人との文化の違い、言葉の違い、生活習慣の違いは小山市民に大きな刺激をもたらします。また、外国人の母語は本市の今後のグローバル化に大きな可能性を秘めています。新しい文化を持ち込み、外国人を新しい本市の文化を生み出す貴重な人材ととらえ、同じ市民として共に、本市のグローバルな地域社会づくりを推進します。	① 新しい文化活動を創造する人材として外国人の活用 ・ 国際理解教室、各種講座での外国人の登用	国際政策課
	② 姉妹都市ケアンズ市の交流推進 ・ 青年の交流活動の充実 ・ ケアンズ青年招致事業の国際交流員の活用等	国際政策課
	③ 外国人の言語を生かした地域貢献 ・ (新)行政サービスの多言語翻訳 ・ 通訳者としての活用	各課

## 第5章 計画の推進

---



## 1 それぞれの役割

---

### (1)市民

外国人住民も日本人住民も同じ小山市民として、多文化共生社会を推進する主役です。お互いの文化、生活、考え方の違いを理解し、尊重し、多文化共生社会づくりの様々な活動、運動に積極的に参加することが求められます。

### (2)自治会等地域組織

自治会・町内会は、市民にとって最も身近な基礎的地域組織です。地域の支え合い、助け合い、そして同じ地域住民としての触れ合いの組織です。外国人、日本人を問わず参加を促し、身近な地域の組織活動をけん引することが求められます。

### (3)市民団体

多文化共生社会づくりの活動は、市民団体の活動によって支えられています。各団体の持つ活動のノウハウやネットワーク、特徴を生かし、市民活動の中心となり、けん引することが求められています。

### (4)企業

外国人就労者は、本市の産業活動、経済活動を支える貴重な人材です。直接・間接的に雇用する企業は、外国人就労者の能力を最大限に引き出せるように、日本人、外国人を問わず同じ就労者として、雇用・就労環境を整備することが求められます。

### (5)教育機関

多文化共生社会づくりにおいて「言葉の壁」は大きな障害あり、日本語の教育は重要な役割を担っています。また、外国人の子どもたちは、身近な地域において多文化共生社会づくりをけん引し、将来、本市の国際化を推進する重要な人材です。外国人の子どもたちの夢を育み、伸び伸びと学校生活を送れるよう、学校は重要な役割を担っています。

### (6)小山市

行政サービスは市民生活を守る基礎サービスです。外国人住民の生活を守る福祉、健康、教育、就労など、全ての行政サービスが、同じ市民として同等に受けられるよう、多言語による情報提供、相談に当たらなければなりません。そして本市全体の自治組織そして、多文化共生社会づくりの中心となり、活動を展開するとともに、市民活動をけん引することが求められています。

### (7)国・栃木県

国は、国全体の多文化共生社会づくりの政策を立案し、その実現のために制度整備を強力に推進する役割を担っています。また、栃木県は県内の市町、民間団体が展開する事業を支援するとともに、県全体として展開すべき事業を、市町とともに推進することが求められています。

## 2 推進体制の整備

### (1)多文化共生社会推進の組織体制整備

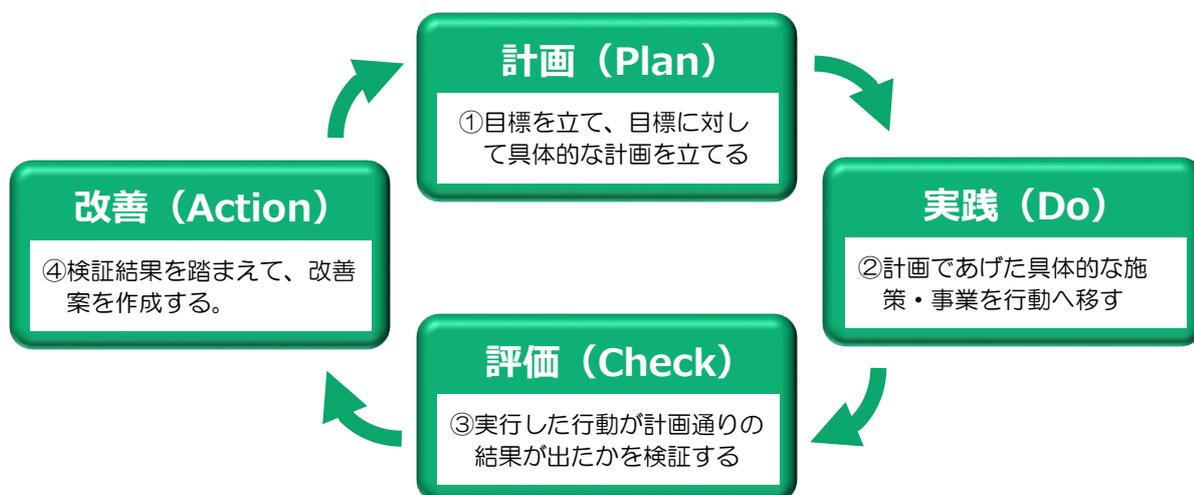
多文化共生社会づくりに関係する各界の市民代表が、今後の活動について協議する組織として、「小山市多文化共生社会推進協議会」（以下「協議会」という。）を中心とした、組織体制を整備します。協議会のもと、各分野の分科会を整備し、各分野の具体的な施策・事業を検討・協議します。

また、協議会において「小山市多文化共生社会推進計画」に掲げられた施策・事業の進捗状況について協議し、計画の進行管理を行います。

### (2)計画の進行管理

多文化共生社会づくりを着実に推進するためには、「小山市多文化共生社会推進計画」の進行管理をしなければなりません。しかし、計画に掲げられた施策・事業の分野は多岐にわたり、また、その事業主体も各界にわたります。本計画の進行管理をするために、協議会が中心となり、組織体制を整備し、PDCAサイクルに従って計画の進行管理を行います。

#### ■ PDCAサイクルの概念



### (3)庁内の横断的連携

計画の施策・事業に関係する行政部門は多岐にわたります。本計画を着実に実行するためには、関係する行政部門の連携が必要です。本市庁内に本計画の協議・調整組織を整備します。

### (4)国・県・広域地域との連携

多文化共生社会の推進は、国・県の制度・施策との連携が必須です。また、施策・事業には、広域的な地域の広がりを持つものもあります。国・県・広域地域との密接な連携を図りながら、計画の着実な推進を図ります。

## 第6章 重点事業実施計画

---



## 1 重点事業・共に生きる「ひと」を創る

小項目	区分	事業名 (下段:取組内容)	行動スケジュール(下段:達成目標)				
			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1-(1)-①	継続	多文化理解教室・講座の開催	研究・検討	達成・実施	継続	継続	継続
		日本人を対象とした多文化理解教室を市内の公民館や学校で開催する。	様々な国の文化や様子について生の体験を聞く機会を設けることにより、外国人に対する興味関心と理解を深め、市民の多文化社会の理解促進と意識醸成を図る。				
1-(1)-①	継続	共生社会啓発パンフレット作成・配布	継続	継続	継続	継続	継続
		年1回にテーマを変えて人権啓発パンフレットを作成し、各出張所や関係団体に配布する。令和2年度は、「こどもの人権」をテーマにする。	外国人、日本人、ともに互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる「心」を育み、多文化共生社会づくりの基盤を整備するために、多文化共生社会の理解促進と意識の醸成を図る。				
1-(2)-①	継続	多文化共生社会推進協議会(分科会)の開催	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	達成・実施
		多文化共生社会推進協議会(分科会)を開催し、計画の実施状況等について協議する。	多文化共生社会推進協議会(分科会)を開催し、分野ごとに計画の実施状況や課題の検討、意見交換等を行う。				
1-(2)-②	新規	外国人市民会議の創設	施行・一部実施	達成・実施	継続	継続	継続
		外国人住民を委員とする外国人市民会議を創設し、外国人住民の視点から市政の課題や要望について協議を行い、意見書を出してもらう。	外国人住民の抱える課題、要望についてより具体的な意見を収集することにより、日本人住民と外国人住民がともに幸せに暮らすことのできる多文化共生社会実現を目指す。				
1-(2)-③	新規	市職員向け多文化共生社会研修の実施	研究・検討	達成・実施	継続	継続	継続
		市職員を対象に、多文化共生社会に関する研修活動を実施する。	市職員の外国人住民の抱える課題や、日本人との共生に関する理解を深め、外国人住民・日本人住民双方に対するより良いサービス展開を図る。				
1-(3)-①	継続	多文化共生総合支援センターによる相談・情報提供	施行・一部実施	継続	継続	継続	継続
		多文化共生総合支援センターにおいて、多文化共生社会づくりに向けた相談及び情報提供を行う。	多文化共生社会づくりに向け、外国人と日本人を分け隔てなく対象として、相談受付及び情報提供を行う。				
	継続	多文化共生総合支援センターへの活動支援	研究・検討	施行・一部実施	継続	継続	継続
		多文化共生総合支援センターへの活動支援を行う。	多文化共生総合支援センターの活動充実のため、相談員のスキルアップや装備品を充実する。				
2-(2)-②	継続	外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」 学力向上カリキュラム、教材の整備充実、学校生活指導	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」の運営による外国人児童生徒への日本語指導及び生活指導を実施する。	来日間もない等の理由から日本語の習得や日本の学校生活への理解が十分でない児童生徒が、初歩的な日本語を身に付けたり、日本の学校生活を理解したりして、在籍校における学校生活に適応できるようにする。				
2-(2)-③	継続	外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」の充実 日常生活相談・指導体制整備	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」の運営を通じた外国人児童生徒への生活相談を実施する。	来日間もない等の理由から日本語の習得や日本の学校生活への理解が十分でない児童生徒が、母国と日本の学校生活との違いを理解し、在籍校における在籍校における学校生活に適応できるようにする。				

第6章 重点事業実施計画

小項目	区分	事業名 (下段:取組内容)	行動スケジュール(下段:達成目標)				
			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
2-(2)-⑤	継続	教育、学校生活相談の充実 スクールカウンセラーの配置	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		各校に配置されているスクールカウンセラーによる生活相談を実施する。	各校に配置されているスクールカウンセラーの活用等、指導体制及び生活相談の充実を通じて、外国人児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援する。				
2-(3)-①	継続	国際教育の推進 全校児童生徒を対象とした国際教育の実施	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		全校児童生徒を対象とした国際教育を実施する。	広い視野に立って異なる文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々とともに生きていく資質・能力を育てる。				
2-(4)-①	継続	中学校での進路指導強化	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		外国人児童生徒及びその保護者への進路指導や進路説明会の場に、通訳を派遣する。	児童生徒が自分の良さや可能性に気づき、自らの生き方を主体的に追及できるようにするための指導の充実を図る。				
2-(4)-②	継続	教育機関等との連携による進路指導・学習支援・情報提供	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		小山市の中学校に通う外国人生徒に、学習の場を設け、学習支援を継続的に行うことにより、将来への希望をもって高等学校進学等を選択できるよう、また、将来の就労につなげられるようにするために、宇都宮大学や白鷲大学、国際交流協会と連携し、学生サポーターや国際交流協会所属の学習支援ボランティアによる学習支援を実施する。	生徒1人に対して1人以上の学生サポーターや国際交流協会所属の学習支援ボランティアが対応し、生徒への学習支援を実施できるようにする。				
2-(4)-③	新規	高等教育進学、就労のための進路指導、学習支援	施行・一部実施	継続	継続	継続	継続
		小山市の中学校に通う外国人生徒に、学習の場を設け、学習支援を継続的に行うことにより、将来への希望をもって高等学校進学等を選択できるよう、また、将来の就労につなげられるようにするために、宇都宮大学や白鷲大学、国際交流協会と連携し、学生サポーターや国際交流協会所属の学習支援ボランティアによる学習支援を実施する。	生徒が在籍している中学校、また外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」と連携を取りながら、学習指導及び学習支援にあたり、対象外国人生徒を高校進学及び就労につなげる。				
3-(2)-③	継続	医療通訳体制の整備	研究・検討	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施
		医療機関にタブレット端末を設置し、三者間通訳サービスの利用による通訳体制を整備する。	市内の30%以上の医療機関のタブレット端末設置を目指す。				

## 2 重点事業・共に働く「しごと」を創る

小項目	区分	事業名 (下段：取組内容)	行動スケジュール（下段：達成目標）				
			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1-(4)-①	継続	おやま産学官ネットワークの充実	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施
		大学と企業の研究・開発交流、留学生のインターンシップ活動の活性化など、大学院・大学、専修学校と企業との連携を強化し、優秀な留学生の市内への定着を促進する。	企業・大学等研究機関・行政の連携を強化する。おやま産学官ネットワークを充実する。				
2-(1)-④	継続	外国人に対するハラスメント防止啓発	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施
		外国人が適正な労働環境を確保するために、国・県と連携し、市内企業の労働環境の管理を強化するとともに、労働条件、労働環境に関する相談体制の強化を図る。 外国人材が安心して市内での就労を確保できるように、悪質な就労仲介事業者の被害に合わないよう、監視体制の強化に努める。	外国人に対するハラスメント防止を啓発する。				
2-(1)-⑤	継続	悪質な就労仲介業者被害の防止強化	施行・一部実施	継続	継続	継続	継続
		悪質な就労仲介業者からの被害を防止するため、国機関との連携を図る。	外国人に対する悪質な就労仲介業者の被害を防止する。				
2-(2)-①	継続	国民年金の周知、広報活動	継続	継続	継続	継続	継続
		日本年金機構と連携し、国民年金の制度説明や加入手続きの案内及び、制度の周知啓発を行う。	国民年金への加入を促進する。				
	継続	社会保険・雇用保険・医療保険・国民年金制度の周知、広報活動	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		各種パンフレットの配付、説明会を実施する。	多言語（英語・スペイン語・ポルトガル語）による国民健康保険加入案内の作成（国保年金課）及び配布（市民課）、案内（納税課）し、外国人転入者に国保制度・簡易申告・口座振替等の手続きを周知する。日本語学校・外国人研修施設と連携し、出前講座を実施する。				
継続	社会保険・雇用保険・医療保険・国民年金制度の周知、広報活動	施行・一部実施	達成・実施	達成・実施	達成・実施	達成・実施	
	外国人被保険者に対して国民健康保険制度の周知・啓発を行う。	外国人被保険者の加入手続き時に、多言語対応の国民健康保険制度パンフレットを配布する。 在留期間確認、被保険者資格の得喪、保険給付に係る納税相談等の通知を多言語対応にする。					
2-(2)-②	継続	大学・専修学校・企業との連携による国民健康保険加入の促進と納税の促進・管理	施行・一部実施	達成・実施	継続	継続	継続
		外国人留学生を受け入れている学校の協力を得て、多言語表記の国民健康保険制度パンフレットを留学生に配付する。	学校の協力を得て、留学生に対して国民健康保険の啓発を行う。				

### 3 重点事業・共に暮らす「まち」を創る

小項目	区分	事業名 (下段:取組内容)	行動スケジュール(下段:達成目標)				
			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1-(1)-①	継続	多文化共生総合支援センターの整備 (サービスの拠点の整備)	施行・ 一部実施	継続	継続	継続	継続
		ワンストップで公共サービスの利用、相談、申請等の事務ができる拠点を整備する。	多文化共生総合支援センターにおいて、外国人向け相談を一元的に実施する。				
	継続	多文化共生総合支援センターの整備 (相談員の配置)	継続	継続	継続	継続	継続
		多言語で相談できるよう外国人相談員を配置する。	外国人の使用する言語に応じた外国人相談員を配置し、外国人に対する行政サービスを向上させる。				
1-(1)-②	継続	外国人のための生活情報提供	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施
		多言語の「市民便利帳」を作成・配布する。	市の生活情報を掲載した「市民便利帳」を多言語で作成し、配布する。				
1-(1)-④	継続	窓口環境の整備(やさしい日本語・外国語研修)	研究・検 討	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施
		職員のやさしい日本語・外国語研修を実施する。	窓口対応職員が外国人住民に対し、やさしい日本語や、簡単な外国語でのやり取りができるよう、研修を行う。				
	継続	窓口環境の整備(多言語翻訳機の設置等)	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		多言語自動音声翻訳機器を設置し、活用を図る。	外国人住民が多く訪れる窓口に多言語自動音声翻訳機器を設置し、職員に利用方法を周知する。				
1-(1)-⑤	継続	小山市民としての日常生活指導	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施
		日常生活マナーについての講習会を開催する。	外国人住民の近隣住民とのトラブル防止を図る。				
1-(2)-①	継続	新市庁舎の整備	施行・ 一部実施	継続	達成・実 施		
		多文化共生社会づくりにふさわしい新市庁舎を建設する。	多文化共生社会に対応した新市庁舎の案内サインを整備する。				
1-(3)-②	継続	交通標識・公共交通案内の多言語による整備	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施
		バス停の英語表記については、ダイヤ改正等バス停修正に合わせた表示を実施する。小山市役所、小山駅自由通路「さくら道」にて、英語表記の時刻表を配布する。ホームページでは、運賃及び時刻表について周知する。おーバス情報のGTFSデータを作成する。Googleマップへの掲載を依頼する。	すべてのバス停に英語表記を実施する。おーバス時刻表を英語表記にする。ホームページの英語サイト、Googleマップに掲載する。				

小項目	区分	事業名 (下段:取組内容)	行動スケジュール(下段:達成目標)				
			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
2-(1)-①	継続	国民健康保険・国民年金制度の周知、広報活動(市民税課)	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		各種パンフの配布、説明会実施	外国人に対して、国民健康保険制度について理解を深めていただくための多言語対応のパンフレットを作成する。 企業や学校等からの制度説明会の依頼に関係課協力して対応する。				
	継続	国民健康保険・国民年金制度の周知、広報活動(国保年金課)	継続	継続	継続	継続	継続
		国民健康保険被保険者に対して「国民健康保険手引き」(多言語版)を配布する。	外国人の国民健康保険被保険者に国民健康保険制度の周知・啓発をする。				
	継続	国民健康保険・国民年金制度の周知、広報活動(市民税課)	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		国民健康保険制度を説明し、周知を図る。	外国人に対して、国民健康保険制度について理解を深めていただくための多言語対応のパンフレットを作成する。				
継続	国民健康保険・国民年金制度の周知、広報活動(納税課)	達成・実施	継続	継続	継続	継続	
	国民健康保険制度を説明し、周知を図る。	多言語(英語・スペイン語・ポルトガル語)による国民健康保険加入案内の作成(国保年金課)及び配付(市民税課)、案内(納税課)し、外国人転入者に国保制度・簡易申告・口座振替等の手続きを周知する。また、企業や日本語学校・外国人研修施設等と連携し、出前講座を開催する。					
2-(1)-⑤	新規	外国人患者受け入れのための医療機関向けマニュアルの周知	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	達成・実施	達成・実施
		外国人患者受け入れのための医療機関向けマニュアルの周知を図る。	医療機関が適切に外国人患者を受け入れることができるように、医療機関向けマニュアルの周知を図る。				
2-(1)-⑦	継続	健康のしおり(多言語版)の作成・配布	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施
		「健康のしおり」(毎年発行、各戸に配布)の多言語版を作成し、外国人世帯に配布する。	転入数の多い言語の順に作成する。				
2-(2)-①	継続	防災に関する情報発信 外国人を対象とした出前講座の実施	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		防災に関する外国人を対象とした出前講座を実施する。	防災ガイドブック等の資料を使用し、外国人に「やさしい日本語」で防災の考え方を発信する。				
	継続	防災に関する情報発信 災害情報アプリの活用	研究・検討	施行・一部実施	施行・一部実施	達成・実施	継続
		災害情報アプリ(Safety Tips)の活用、普及を図る。	災害情報をいち早く、また分かりやすく入手できる手段の提供を周知する。				
	継続	防災に関する情報発信 多言語の豪州ガイドブック等の作成・配布	達成・実施	継続	継続	継続	継続
		多言語の防災ガイドブック等を作成・配布する。	防災ガイドブックの改訂に伴い外国語版を作成する。(市民生活課と共同)				
2-(2)-②	継続	外国人を対象とした防災訓練の実施	研究・検討	施行・一部実施	施行・一部実施	達成・実施	継続
		外国人を対象とした防災訓練を実施する。	令和2年度…防災の基礎知識(出前講座)を学んでもらう。令和3年度…防災の基礎知識(出前講座)を学んでもらう。令和4年度…自主防災会の訓練に見学・参加してもらう。令和5年度…市総合防災訓練に参加してもらう。				
2-(2)-④	継続	災害時における多言語避難カードピクトグラムの作成・活用	達成・実施	達成・実施	達成・実施	達成・実施	達成・実施
		避難所開設時に提示する多言語表示シート(避難所用)やピクトグラムを活用し、災害発生時に情報弱者になりやすい外国人住民に対し、情報提供する。	災害発生時に、外国人に安心して避難所に入ってもらい、外国人の避難所生活を容易にするため、多言語表示シートやピクトグラムを準備・活用する。				

第6章 重点事業実施計画

小項目	区分	事業名 (下段:取組内容)	行動スケジュール(下段:達成目標)				
			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
2-(2)-⑤	継続	「災害多言語支援センター」の設置	継続	継続	継続	継続	継続
		訓練時、災害多言語支援センターを設置し、情報提供（おーラジ、SNS等）、相談、避難所対応をすることにより、実際の災害発生時にも迅速に対応できるように備える。	災害発生時に、速やかに外国人に情報提供し、相談や避難所対応が適切に行えるようにセンターとして一元化して設置し、訓練・準備をする。				
2-(3)-①	新規	外国人を対象とした交通安全教育や交通安全についての広報・啓発	研究・検討	施行・一部実施	継続	継続	継続
		外国人を対象とする交通安全教室を実施する。	日本の交通ルール・交通マナーを理解することによる、外国人が関係する交通事故発生件数の減少を図る。				
2-(4)-①	継続	防犯知識・情報の普及、啓発活動の実施 防犯教室の実施	研究・検討	施行・一部実施	継続	継続	継続
		外国人を対象とする防犯教室を実施する。	外国人の犯罪被害を低減する。				
2-(5)-①	新規	在留資格得喪に関する相談会の実施	研究・検討	施行・一部実施	継続	継続	継続
		専門家による相談会を実施する。	外国人向けの相談会を開催することにより、外国人に対するサービスの向上を図る。				
3-(1)-②	新規	賃貸人に対する支援	研究・検討	施行・一部実施	継続	継続	継続
		外国人の入居、受入に関する相談窓口を設置する。	賃貸人を対象に外国人の入居、受入に関する相談窓口を開設し、入居についての理解を促進することにより、外国人の住環境の向上に資する。				
3-(1)-③	新規	外国人への住宅を賃貸する上での心得（相談窓口の設置）	研究・検討	施行・一部実施	継続	継続	継続
		外国人を対象とする住宅賃貸に関する相談窓口を設置する。	外国人向けの不動産相談窓口を開設し、外国人の住環境の改善に資する。				
3-(1)-③	新規	外国人への住宅を賃貸する上での心得（ガイドブックの作成）	研究・検討	施行・一部実施	継続	継続	継続
		住宅賃貸に関するガイドブックの作成し、周知を図る。	市営住宅申込の際には様々な提出書類があるので、外国人にも理解しやすい『市営住宅入居申込案内』を作成する。なお、外国人の市営住宅入居相談については、日本人と同様に指定管理者で行っている。（外国人と対応する際には、ポケットークを使用）				
3-(3)-①	継続	多言語での子育て相談・支援の充実	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施
		ポケットークの活用や多文化共生総合支援センターと連携し、相談支援を実施する。	支援が必要な外国人要支援妊婦にポケットークや通訳を介して、必要な支援を実施する。				
3-(3)-②	継続	子育て制度案内の多言語整備（保育園（所）等入所申込時の申請書の多言語整備）	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施	施行・一部実施
		こども課窓口や各幼児施設において行う保育園（所）・認定こども園入所申込について、入所を希望する児童の保護者である外国人に対応するため、多言語申請書などの整備を行う。	保育園（所）・認定こども園への入所を希望する外国人の児童の保護者が入所申込手続きを円滑に行うことができるようにする。				
3-(3)-②	新規	子育て制度案内の多言語整備（おやまっ子開運子育てナビの多言語整備）	研究・検討	施行・一部実施	達成・実施	継続	継続
		子育て世代の保護者に妊娠・出産・子育てに関する総合的な情報を提供するため、平成28(2016)年6月に小山市情報サイト「おやまっ子開運子育てナビ」の運営を開始した。近年、子育て中の在住外国人が年々増加していることから、新たに外国人向けに多言語機能を追加し情報提供を行う。	子育て情報サイト「おやまっ子開運子育てナビ」に多言語機能を追加し、外国人の利用者の利便性向上を図る。				

小項目	区分	事業名 (下段:取組内容)	行動スケジュール(下段:達成目標)				
			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
3-(3)-②	新規	子育て制度案内の多言語整備 「小山市の子育て支援情報」作成	施行・ 一部実施	達成・実 施	継続	継続	継続
		小山市の子育て支援情報を広く市民 に提供するため、平成30(2018)年に 「小山市の子育て支援情報」を作成 し、配布している。近年、子育て中 の在住外国人が年々増加しているこ とから、新たに外国人向けの翻訳版 を作成し情報提供を行う。	「小山市の子育て支援情報」の外国人向け翻訳版を作成 し、外国人の子育て支援の向上を図る。				
4-(1)-①	継続	自治会などの地域社会組織参加促進	達成・実 施	達成・実 施	達成・実 施	達成・実 施	達成・実 施
		多言語による自治会加入の案内パン フレットを作成する。	より多くの外国人住民が自治会に参加するように、多言 語で案内をする。				
4-(1)-③	継続	日常生活ルール(ゴミ出し、清掃、 情報伝達など)の理解促進	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施
		ごみカレンダー(外国語版)を作 成・配布する。ごみアプリ「さんあ 〜」の活用・普及を促進する。	毎年度継続して次年度用ごみカレンダー(外国語版)を 作成し、配布する。ごみアプリ「さんあ〜」の活用・ 普及を促進する。				
4-(2)-①	新規	外国人キーパーソンの把握・養成	施行・ 一部実施	施行・ 一部実施	達成・実 施	達成・実 施	達成・実 施
		外国人キーパーソンを中心とした ネットワークを形成する。	市側からの重要なお知らせや災害発生時の緊急連絡等も 含め、リーダー的存在の外国人キーパーソンを中心とし たネットワークを形成し、地域社会づくりに活用する。				
4-(3)-①	継続	新しい文化活動を創造する人材とし ての外国人の活用	施行・一 部実施	施行・一 部実施	達成・実 施	達成・実 施	達成・実 施
		国際理解教室や各種講座などにおい て、外国人住民を登用する。	国際理解教室や各種講座等において、外国人住民を活用 し、小山市のグローバル化と地域文化活動の発展に貢献 していただく。				
4-(3)-②	継続	姉妹都市ケアンズ市の交流推進	達成・実 施	達成・実 施	達成・実 施	達成・実 施	達成・実 施
		ケアンズ青年招致事業の国際交流員 の活用等を図る。	姉妹都市があるオーストラリアから国際交流員を招致 し、小山市のグローバルな地域社会づくりを推進する。				
4-(3)-③	新規	外国人の言語を生かした地域貢献 (多言語翻訳)	施行・一 部実施	施行・一 部実施	施行・一 部実施	施行・一 部実施	施行・一 部実施
		行政サービスの多言語翻訳に外国人 住民を活用する。	主要言語のみに限らず、希少言語も含めて翻訳対応可能 な外国人住民の人材発掘・活用をし、小山市のグローバ ル化を図る。				
	継続	外国人の言語を生かした地域貢献 (多言語通訳)	施行・一 部実施	施行・一 部実施	達成・実 施	達成・実 施	達成・実 施
		通訳者として外国人住民を活用す る。	主要言語のみに限らず、希少言語も含めて通訳対応可能 な外国人住民の人材を発掘・活用をし、本市のグローバ ル化を図る。				



# 資料編

---



# 1 小山市多文化共生社会推進協議会会則

---

(名称)

第1条 本会は、「小山市多文化共生社会推進協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、小山市内の企業や事業者及びその関係団体、国際交流団体、外国人支援団体、専門家等が連携したネットワークを形成し、外国人材の適切な雇用に係る情報交換等の場を創出するとともに、参加者同士の交流により外国人材を雇用する事業所や生活する地域での受入れ環境整備を促進することにより、本市における外国人材の活用の促進と外国人との共生社会の推進を図ることを目的とする。

(委員)

第3条 本会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 外国人材の適切な活用に関心のある企業・事業者等
- (2) 外国人材の適切な活用と外国人との共生社会を推進に協力しようとする大学、支援機関、行政機関等

(分科会)

第4条 施策及び業種ごとに協議及び調整するため、本会に分科会を置くことができる。

- 2 庁内プロジェクト及び各分科会の組織その他、必要な事項は、会長が別に定める。なお、分科会には会員以外も含めることができるものとする。

(関係者の意見聴取)

第5条 協議会は、必要があると認めるとき、関係者に意見を聴き、その他の協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 本会の事務は、市民生活部市民生活課において処理する。

(委任)

第7条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年8月19日から施行する。

## 2 小山市多文化共生社会推進協議会委員名簿

検討課題	企業・団体等名	役職	氏名	備考
ひと	小山警察署	署 長	蓼沼 浩	
	小山地区医師会	会 長	塚田 錦治	
	小山歯科医師会	会 長	手束 公一	
	小山薬剤師会	会 長	山田 利信	
	駅東自治会	会 長	澤口 茂利	
	小山市国際交流協会	副会長	持田 むつ子	
	小山市多文化共生総合支援センター	相談員	朝日 美和	
	株式会社きぼう国際外語学院	所 長	玉木 成雄	
	株式会社足利銀行小山東支店	支店長	小山内 史好	
	白鷗大学国際交流サポートセンター	課長代理	薄井 邦保	
	中央福祉医療専門学校	理事長・校長	宮杉 早苗江	
	栃木県行政書士会小山支部	行政書士	細野 大樹	
しごと	JA おやま	代表理事組合長	福田 浩一郎	
	小山商工会議所	会 頭	大森 武男	
	小山建設業協同組合	理事長	板橋 幸雄	
	社会福祉法人 洗心会	理事長	大木 元	
	タカコー株式会社	代表取締役	早坂 泰山	
	株式会社エフライン	代表取締役	竹本 真誠	
	ジョブサポート協同組合	理 事	竇 潤澤	
	合同会社ハイトップアグリ	代表取締役	田村 彰	
まち	栃木県宅地建物取引業協会県南支部	理 事	岡崎 賢行	

### 3 小山市多文化共生社会推進庁内プロジェクト設置要綱

---

(設置)

第1条 小山市が推進する外国人住民とのより良い多文化共生社会を目指し、「多文化共生社会推進計画」を新たに策定するために、市長を委員長とする小山市多文化共生社会推進庁内プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトは、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 会議の開催に関すること。
- (2) 多文化共生推進計画策定に関すること。
- (3) その他、外国人住民への支援に関し必要な事項

(組織等)

第3条 プロジェクトは、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員長には市長の職にある者をもって充てる。市長が不在の場合は、委員の中から代理の者が委員長になる。(表1)
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員会は、部長の職にある職員によって構成される。(表1)
- 5 幹事会は、課長の職にある職員によって構成される。(表2)
- 6 部会・ワーキンググループは、係長、係員の職にある者によって構成される。(表3)

(会議)

第4条 プロジェクトの会議は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 プロジェクトは、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 プロジェクトに関する庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトに関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日(令和元年7月11日)から施行する。

別表（第3条関係）

表1 委員会

委員長（市長）	副市長	秘書広報局長	総合政策部長	総務部長	市民生活部長	保健福祉部長	産業観光部長	建設水道部長	都市整備部長	教育部長	危機管理監
---------	-----	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-------

表2 幹事会

総合政策課長	納税課長	市民税課長	行政経営課長	職員活性課長	人権推進課長	男女共同参画課長	市民生活課長	生活安心課長	環境課長	市民課長	国保年金課長	福祉課長	子育て包括支援課長	こども課長	地域包括ケア推進課長	健康増進課長	農政課長	工業振興課長	建築課長	都市計画課長	教育総務課長	学校教育課長	危機管理課長
--------	------	-------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	------	------	--------	------	-----------	-------	------------	--------	------	--------	------	--------	--------	--------	--------

表3 部会・ワーキンググループ

秘書広報局シティプロモーション係長	総合政策課企画政策係長	総合政策課インバウンド・販路拡大係長	納税課納税相談係長	市民税課市税管理係長	行政経営課行政総務係長	人権推進課人権推進係長	市民生活課国際企画交流係長・係員	市民生活課市民協働係長	生活安心課市民安全相談係長	環境課ごみ対策係長	市民課庶務係長	国保年金課国民健康保険係長	国保年金課国民年金係長	福祉課福祉管理係長	子育て包括支援課子育て政策係長	子育て包括支援課家庭支援係長	こども課幼児係長	地域包括ケア推進課高齢支援係長	健康増進課健康増進係長	農政課農政係長	工業・結城紬振興係長	建築課住宅管理係長	都市計画課コミュニティバス係長	教育総務課教育政策係長	学校教育課英語教育推進係長	危機管理課危機管理係長
-------------------	-------------	--------------------	-----------	------------	-------------	-------------	------------------	-------------	---------------	-----------	---------	---------------	-------------	-----------	-----------------	----------------	----------	-----------------	-------------	---------	------------	-----------	-----------------	-------------	---------------	-------------

## 4 計画策定の経過

時 期	内 容
5月28日 6月18日	庁内プロジェクト（委員会、幹事会、部会・ワーキンググループ）及び協議会（外部組織）メンバーの選出 第1回委員会・幹事会（キックオフ）開催
7月23日	計画策定業務委託契約締
8月19日	第1回協議会開催 （計画概要の説明、基本事項の検討・協議）
9月～10月	施策の抽出・検討
10月15日	第1回部会・ワーキンググループ開催 （施策の検討・協議）
11月	施策・事業案作成
12月10日 12月23日	第2回幹事会開催 第2回協議会開催 （素案の検討・協議） 4章（施策・事業案）について検討
1月6日～10日 1月15日	原案の修正検討 第3回幹事会開催（1～6章検討）
1月30日	第3回協議会開催 （計画案全体について）
2月28日～3月12日	計画案に対するパブリックコメント実施
3月24日	第4回協議会開催 （計画案について）
3月30日	計画策定（庁議決定）



## 小山市多文化共生社会推進計画

~~異なる文化を分かち合い 共に生きるまち 小山~~

令和2（2020）年3月

発行 小山市

編集 市民生活部 市民生活課

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

TEL 0285-22-9278

FAX 0285-22-8972